

○議事日程

令和4年12月16日（金） 第4日

第 1 会議録署名議員の指名について

第 2 一般質問



○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり



○出席議員

10名

1	番	長谷川	淳	君
2	番	村山	博司	君
3	番	松本	暁大	君
4	番	三宅	祐司	君
5	番	後藤	友紀	君
6	番	松原	浩二	君
7	番	櫻井	明	君
8	番	渡邊	憲司	君
9	番	木下	美津子	君
10	番	岩田	晴義	君



○欠席議員

なし



○説明のため出席した者の職氏名

町	長	小島	英雄	君
副町	長	傍島	敬隆	君
教育	長	野原	弘康	君
会計管理	者	井上	哲也	君
総務部	長	小関	久志	君
総合政策部	長	三輪	学	君
福祉部	長	中村	宏泰	君
土木部	長	安田	悟	君
住民部	長	堀場	康伸	君
総務課	長	記野	雅之	君

財 政 課 長 服 部 貴 司 君
総 合 政 策 課 長 摂 田 真 広 君



○職務のため出席した事務局職員

書 記 朝 倉 修 一
健 康 推 進 課 課 長 補 佐 渡 邊 二 志 夫



開議

午後1時 開議

○議長（後藤友紀君） ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付申し上げたとおりであります。

なお、岩田議会事務局長は所用により本日の会議を欠席、代わって朝倉主幹が入り、朝倉主幹の代理として渡邊健康推進課課長補佐が入りますので、ご承知おきください。



第1 会議録署名議員の指名について

○議長（後藤友紀君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、議長において8番渡邊憲司議員、9番 木下美津子議員の両名を指名します。



第2 一般質問

○議長（後藤友紀君） 日程第2、これより一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

9番 木下美津子議員。

○9番（木下美津子君） 9番議員、木下でございます。議長よりお許しをいただきましたので、発言させていただきます。通告に従い3項目の質問を分割質問させていただきます。

1項目めは、災害弱者避難誘導の現状と対策についてお伺いをいたします。

8月、9月の2度に台風の接近、そして大雨による境川の水位が上昇しているとして三宅1丁目、3丁目、上印食1丁目、2丁目、八剣北の1丁目、2丁目、3丁目、7丁目に高齢者等の避難が発令をされました。

高齢者等とは、高齢者、障害のある方、妊産婦、乳幼児で、災害弱者に当たる人たちと理解しております。そうした方たちに対して時間に余裕を持って避難をしていたくことは大切なことと思っております。

以前にも2018年9月議会の一般質問でお伺いをいたしました。2013年、災害対策基本法が改正により、高齢者や障害者等で自力で避難が困難な方の名簿作成が義務づけられました。そのときのご答弁では、岐南町において避難行動要支援者は590名、そして支援に同意した方が165名とお聞きいたしました。そして、これらの方たちへの個々の支援計画策定についてはより具体的な支援計画を進めていくとのご答弁でございました。そこでお伺いをいたします。

1つ目、今回の避難発令地域には避難行動要支援者、また支援に同意した方の対象者は何人おられたのでしょうか。

2つ目に、今回の避難発令時には避難行動要支援者の中の支援に同意された方の個々の支援計画はどのように活用され、何人の方が避難されたのでしょうか。

3つ目、今回の避難発令時の対応から分かった問題点、そして課題と今後の対策についてお聞かせください。

以上で1項目めの質問を終わります。ご答弁よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤友紀君） 小関久志総務部長。

○総務部長（小関久志君） 木下議員の1項目め、災害弱者避難誘導の現状と対策についての1番目のご質問、今回の避難発令地域には避難行動要支援者は何人おられたかについてお答えを申し上げます。

今年の台風や大雨による河川の増水により、本町から高齢者等避難を発令したのは2度ございます。1度目は、岐阜地方気象台が1903年の統計開始以来、8月観測史上最大である時間雨量78ミリを記録した8月25日の豪雨において、境川の馬橋観測所の水位上昇による発令でございます。2度目は、9月23日の台風15号による大雨において、境川の馬橋観測所の水位上昇による発令でございます。2度とも高齢者等避難の発令を行っており、防災行政無線、緊急速報メール、LINE、町ホームページにて避難の呼びかけを行いました。その他、9月19日から20日にかけて台風14号による暴風に対しては自主避難所を開設し、防災無線等で呼びかけを行っております。

避難指示等避難判断伝達マニュアルでは、境川の馬橋観測所の水位上昇により避難判断水位である10.3を超え、さらに水位の上昇が見込まれる場合、高齢者等避難の発令を、防災行政無線、ホームページ、LINE、大手携帯電話会社の緊急速報メールを活用して、町内全域に周知することとなっております。

なお、高齢者等避難につきましては、本町に影響する境川の観測所があり、馬橋付近の川幅が極端に狭く氾濫の危険性を帯びているため、この地域に限定して発令をいたしております。その詳細につきましては、三宅1丁目及び3丁目、264世帯589人、上印食1丁目及び2丁目、368世帯779人、八剣1丁目から3丁目及び7丁目、680世

帯1,504人の合計1,312世帯2,872人を対象地域として発令していたしております。

なお、この地域での避難行動要支援者名簿に登録されている方は102名となっており、外部提供への同意を得られた方につきましては11人でございます。

続きまして、2番目のご質問、今回の避難時には避難行動要支援者支援計画がどのように生かされ、何人が避難されたかについてお答えを申し上げます。

個別支援計画につきましては、現在岐南町社会福祉協議会、民生委員にご協力を賜りながら順次作成を進めているところでございますが、避難行動要支援者名簿に登録がなされていても外部提供について同意が得られないケースが多く、全体の8分の1にとどまっております。引き続き制度を理解してもらえよう周知徹底を図り、多くの同意が得られるよう働きかけてまいります。

なお、今年の台風14号による避難所開設時には避難された方はみえましたが、2度の高齢者等避難発令時においては、浸水被害がなかったことから避難された方はおみえになりませんでした。

続きまして、3番目のご質問、今回の避難発令時の対応から分かった問題点と、今後の対策をお聞かせくださいについてお答え申し上げます。

境川の水位上昇による高齢者等避難の発令は、避難指示等避難判断伝達マニュアルにのっとり、馬橋観測所の水位10.3を超え、さらに上昇する見込みがある場合に発令することとなっております。例年、避難判断水位を超えることが何度かあり、高齢者等避難の発令をいたしておりますが、過去、避難所に避難された方はおらず、今年8月の豪雨におきましても、馬橋水位が10.81まで上昇しましたが、馬橋観測所よりも上流の岐阜市において氾濫しており、本町への被害はありませんでした。

現在まで高齢者等避難の発令では被害がなく済んでおりますが、さらに水位が上昇するなど、避難発生の可能性が逼迫するような状況の際には、避難行動要支援者名簿に登録されている方のうち、外部提供の同意が得られている方や、その方の個別避難計画に記載されている支援者への連絡をするなど、避難を促すよう働きかけをいたしてまいりたいと考えております。

本町におきましては、河川管理者である岐阜県が設定している避難判断水位10.3を基準として発令することといたしておりますが、高齢者等避難の発令のタイミングでは、境川が岐南町側に氾濫したとの記録はなく、避難判断水位の見直し、境川改修の早期完成の要望をすることが必要であると考えております。

また、今年度実施した総合防災訓練において、福祉部では介護が必要な方で軽度な認知症の高齢者を福祉避難所へ移送することや、携帯用酸素ボンベが必要な高齢で障害をお持ちの方の福祉避難所への移送など、災害の初動において起こり得る事態を想

定し、20キロの人形を活用し、実際に移送を行う訓練を実施いたしました。この訓練を通して、身動きができない方の移送には非常に苦勞すること、本人に聞き取りができない場合、個別避難計画があることが非常に重要となること、リフト車等輸送手段を確保すること、タクシー業界との輸送に係る応援協定が必要であることなど、多くの課題が見えてまいりました。

今回の訓練を通して見えてきた避難行動要支援者の方の個別避難計画は、災害時に非常に重要な情報となるため、避難行動要支援者名簿に登録された方や、外部提供の同意を得て個別避難計画をより多く策定していけるよう、防災を担当する総務部のみならず、福祉部とも協力しながら進めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、災害は実際に想定される訓練の実施と、その想定を少しでも減らすための準備をしておくことが重要でございますので、今後も訓練を継続するよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（後藤友紀君） 9番 木下美津子議員。

○9番（木下美津子君） 2項目目の質問をさせていただきます。子宮頸がんのヒトパピローマウイルスワクチン、HPVワクチン接種の再勧奨とその対応についてお伺いをいたします。

子宮頸がんの発症予防を目的としたヒトパピローマウイルスワクチン、HPVワクチン接種が本年4月より定期接種の対象者への積極的勧奨が約9年ぶりに再開されました。積極的勧奨を差し控えた期間に定期接種年齢を過ぎてしまった女性に対しても再度接種の機会を設けるキャッチアップ制度も開始されました。

しかし、勧奨を差し控えた期間が長期だったこともあり、戸惑いや不安を持たれている方もおられるかもしれません。しかし、子宮頸がんは毎年約1万人の方が罹患し、約3,000人が亡くなっております。その中には若い女性も多く、少子化の問題にも影響を感じます。そうしたことから、HPVワクチンの接種推進は大切なことと思います。これまで定期接種で使用できるHPVワクチンには2価HPVワクチンと4価HPVワクチンがあり、子宮頸がんの約70%を防ぐことができました。

今回、厚生労働省は来年4月以降の早い時期から9価HPVワクチンの定期接種を実施する方針を決めたということです。9価HPVワクチンは9つの型のHPVが予防できるようになり、約90%の子宮頸がんを防ぐことができるということです。対象者はより効果の高いワクチン接種を望むと思います。

また、HPVワクチンは世界的には男性も接種する動きが広がっております。既にアメリカ、カナダ、オーストラリア、イギリス、フランス、ドイツなど39か国が実施

しているということです。日本でもようやく議論が始まったようです。そして、厚生労働省は2020年11月、男性も打つべきと発表いたしました。

その理由の一つは、男性の中咽頭がんや肛門がん、さらに直腸がん、陰茎がんもほとんどがHPV感染によることが分かり、その疾病を発症する可能性を防ぐためにもHPVワクチンは打つべきということです。

2つ目は、HPVが男性と女性のパートナー間で行き来してしまう可能性があり、男性も予防しておく必要があるためと言っています。予防接種により男女とも感染リスクを下げて、社会全体での集団免疫を獲得していくため、男女がHPVワクチン接種をすることにより、感染の広がりを抑えることができるとあります。

こうしたことから、未来のためにがん教育を通しての指導と、HPVワクチンの接種についても自己判断の知識の必要性を考えます。がん教育の重要性については、以前一般質問で取り上げました。その折のご答弁は、がんに関する知識を保健室だよりや関係図書の購入等で学ぶ機会を設けていくとのことでした。

今回のHPVワクチンについては、中学生時代に医師や薬剤師等から接種の大切さ等を聞く機会を設け、自己判断の知識の一つとしていくことは大切なことと考えます。そこで6点についてお伺いいたします。

1つ目、積極的勧奨再開に当たり、定期接種対象者及びキャッチアップ対象者への周知は、いつどのように行われるのでしょうか、お聞かせください。

2つ目、今年度直近までの接種率はどのようでしょうか。対象者等からの質問や反応等はいかがでしょうか。

3つ目、来年度から定期接種の9価HPVワクチンの安全性や実施等についての町としての評価をお聞かせください。

4つ目、9価HPVワクチンの定期接種に伴う対応と対象者への周知等、どのようにお考えでしょうか。

5つ目、現在、学校教育の中でがん教育を具体的にどのように実施されているのか、お聞かせください。

6つ目、今回のHPVワクチン接種についてのがん教育、私は先ほど申し上げましたように、自己判断、接種をするかしないかの自己判断のための知識として大切ことと考えますが、どのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

以上で2項目目の質問を終わります。ご答弁よろしくお願いいたします。

○議長（後藤友紀君） 中村宏泰福祉部長。

○福祉部長（中村宏泰君） 木下議員の2項目目の1番目、定期接種対象者及びキャッチアップ対象者への周知は、いつどのように行われたかのご質問にお答えいたします。

従来の子宮頸がんワクチンは、接種後の副反応について十分解明されていなかったことから、国の方針により平成25年6月以降は積極的な接種勧奨が差し控えられてきました。しかしながら、令和3年11月の厚生労働省の専門家会議で、接種による安全性や有効性が副反応のリスクをはるかに上回ると認められ、本年4月1日より接種勧奨が再開されました。

そこで本町では、定期接種対象者の小学6年生から高校1年生、及び平成25年6月以降に接種できなかった、いわゆるキャッチアップ対象者である平成9年4月2日から平成18年4月1日生まれまでの女性計1,573名に対し、本年5月に接種勧奨とともに受診票を送付いたしました。その際、ワクチン接種の効果やリスクに関する理解を深めていただけるよう、厚生労働省作成の広報資料を同封いたしました。

対象者のみならず、保護者や学校、医療関係者等にも広く周知するため、広報ぎなんをはじめ、予防接種や検診事業を集約したほけんカレンダー、町のホームページ等で広報に努めたところでございます。

次に、2番目のご質問、今年度の接種率と対象者からの質問やその対応についてお答えいたします。

現在使用されている2価、4価HPVワクチンは、期間を空けて3回接種する必要がございます。10月末時点の1回目接種者は、定期接種対象者624名のうち38名で、接種率は6.1%、またキャッチアップ対象者1,121名のうち62名、接種率は5.5%であります。

接種に関する質問やその対応についてであります。町外の接種が可能かとの問合せがあり、岐南町発行の受診票があれば、どの自治体でも接種可能である旨ご説明いたしました。また、平成25年6月以前に2回目まで接種したが、今になってまた1回目から接種する必要があるのかという問合せには、残りの3回目のみ接種いただければ終了である旨お伝えいたしました。いずれも十分ご理解いただいた上で、安心して接種いただいております。

なお、接種後の副反応に関する問合せや相談はこれまでのところ寄せられておりません。

次に、3番目の9価HPVワクチンの安全性等、町としての評価と、4番目の9価HPVワクチンの定期接種化に伴う町の対応と対象者への周知につきまして、関連がございますので、併せてお答えいたします。

9価HPVワクチンは、令和2年7月に国内での販売が承認され、同年8月より定期接種で使用することの是非について検討が始まりました。その後、本年11月8日に行われた第50回厚生科学審議会の予防接種基本方針部会において、令和5年4月より

定期接種に用いることが了承されたところでございます。

その理由は、9価HPVワクチンは、2価、4価HPVワクチンに比べ、がんに移行する前の組織異変の減少、子宮頸がんの罹患率や死亡率の減少といった有効性、接種に伴う全身症状も従来のワクチンと同程度であるとの安全性、また製造面における費用対効果に優れている点などでありました。

町としましては、国の専門家会議における有効性や安全性等が認められたことを受け、子宮頸がんを苦しむ女性が一人でも減ることを願い、接種勧奨に努めてまいりたいと考えております。併せて、ワクチン接種による副反応のリスクや、健康被害が発生した際の国の救済制度についても積極的に情報提供し、正しい知識に基づき安心して接種いただけるよう、説明責任や広報周知に努めてまいります。また、これまでの2価、4価HPVワクチンに加え、新たに9価ワクチンが選択肢に加わるようになることから、各医療機関におきましても、接種希望者に対し丁寧な説明に心がけていただくよう協力を促してまいります。

なお、今月中に自治体向けの説明会が行われる予定と伺っておりますので、詳細が判明次第、可能な限り接種対象者に対する情報提供を行ってまいります。

最後に、5番目の現在学校教育の中でがん教育は具体的にどのように実施されているのか、及び6番目の今回のHPVワクチン接種についてのがん教育をどのように考えるかにつきましては、関連がございますので、一括してお答えいたします。

日本人の死亡原因の第1位は長らくがんが続いており、令和3年度は全体の26.5%を占め、4人に1人ががんで亡くなっております。近年は目覚ましい医療技術や薬効の向上により、早期に発見されれば高い確率で治癒する病気になりつつありますが、若年層から高齢者まで誰もが罹患の可能性がある病気であることに変わりはありません。そのため、子供の時期から学校教育等や地域における様々な学びの機会を通じ、健康に対する関心や、がんそのものの理解、がん患者に対する認識を深める機会を設け、がんに対する正しい向き合い方を身につけることが重要であると考えます。

学校現場においては、中学3年生の保健体育の授業において、がんの発生原因やがんの種類、早期発見の重要性などについて学ぶ機会が設けられております。例えば、食生活で気をつける点やウイルスや細菌の感染予防と治療など、がんを予防するための生活習慣や定期検診などについて、子供自らが考えるよう工夫されております。

また、ご質問のHPVワクチンに関するがん教育につきましては、ワクチン接種の対象者に対しては受診票とともに子宮頸がんに関する情報を掲載した資料等を直接配布しておりますが、学校現場や対象者以外への周知、広報はまだまだ十分とは言えませんので、教育委員会との協力や学童保育や子育てサロンなどの子育て関連事業の機

会を利用し普及啓発に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（後藤友紀君） 9番 木下美津子議員。

○9番（木下美津子君） では3項目めの質問に移ります。国の2022年度第2次補正予算にあります出産子育て応援交付金についてお伺いをいたします。

今回、子育て世代への経済的支援として、妊娠・出生届の提出時にそれぞれ5万円相当が給付されます。今年4月以降に出産した人が対象としています。このことは全員協議会の折に福祉部長より丁寧に説明をしていただきました。この事業は、妊娠時から伴走型相談支援を一体的なパッケージとして継続的に実施するもので、国の2023年度以降も継続される制度としています。

国では日本の課題の一つであります少子化を克服するため、子育て応援トータルプランとしてそれぞれの生活の変化や節目、そして子供の年齢に応じた切れ目のない支援を掲げ、妊娠期から出産、産後、育児期、その後の子育て期、そして子供が社会に巣立つまでの切れ目のない施策が示されております。こうしたことを踏まえての今回の経済的支援です。そして、子育て応援トータルプランの第一歩となります。そこで岐南町としてのお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

1つ目は、伴走型支援体制との関連で、支給のタイミングや支給の条件はどのようにお考えでしょうか。例えば、出産後に実施されております全戸訪問後に支給するといった等のことです。そういったことをお聞かせください。

2つ目は、支給の形態や実施方法は各自治体が地域の実情に応じた判断が認められております。支給される交付金が出産子育てという目的に確実にその目的に合った使い方をさせていただくために、例えば出産・育児関連商品の商品券、クーポン券、また妊娠後の健診等の交通費としてのタクシー代チケット、また妊婦歯科健診とか産後歯科健診のクーポン券、またアウトリーチ型産後ケアの利用券、また時代に合った電子マネーでの支給等考えられるのですが、どのように岐南町としてお考えでしょうか、お聞かせください。

3つ目は、4月以降出産された方が対象への支給ですが、その支給方法はどのようにお考えでしょうか。例えば、事業開始前に出産された方への支給、事業開始時点で妊娠期である方で妊娠初期の方の場合、また妊娠後期の出産間近の場合など、それぞれどのように交付金を支給されるのでしょうか、お聞かせください。

以上で3項目めの質問を終わります。ご答弁よろしく願いいたします。

○議長（後藤友紀君） 中村宏泰福祉部長。

○福祉部長（中村宏泰君） 木下議員の3項目め、出産子育て応援交付金への対応の1

番目のご質問、伴走型支援体制との関連で支給のタイミングや支給の条件についてお答えいたします。

出産・子育て応援交付金は、妊娠届出時に「出産応援ギフト」として5万円相当、出生届の際に「子育て応援ギフト」として5万円相当を交付する事業であり、さきの臨時国会において成立した国による新たな子育て施策でございます。

核家族化が進み地域のつながりが希薄となる中、孤立や不安を抱える妊婦や子育て家庭が増加しております。そのためこの事業を通じて妊娠期から出産・子育てまで一貫した相談体制を構築し、様々なニーズを必要な支援につなぐ伴走型を充実させ、経済的支援と一体的に実施していくことを目的としています。

伴走型相談支援を担うのは、保健師や保育士等の有資格者であり、妊娠届出時から乳児家庭全戸訪問時までには3回の面談をすることが想定されております。本町におきましては、子育て世代包括支援センターにおいて、既にこれらの事業を含め子育て支援全般を包括的に実施しているところであります。

ご質問の対象者への交付金支給のタイミングでございますが、現在国から示されております事業概要によりますと、予定されている母親との3回の面談のうち、1回目の面談の妊娠届出時、3回目の面談の乳児家庭全戸訪問時とされております。

交付の条件は、それぞれの面談時に交付申請書を記入していただくとともに、妊娠・出産に関するアンケート用紙への記入もお願いすることとしております。アンケート内容は、妊婦健診の受診状況や分娩予定施設、出産後の相談者の有無や、知りたい情報などに関する設問で、出産・育児の悩みや課題について早い段階から行政が一緒になって解決しようとする試みでございます。

また、2回目の面談時期は妊娠8か月頃で、対象者に同様のアンケート調査を再度実施した上で、子育てガイドブックを活用しながら、産後の見通しなどについて相談に応じることとしております。

次に、2番目の支給の形態や実施方法についてお答えします。

国が想定しております出産応援ギフト及び子育て応援ギフトの支給方法につきましては、出産育児関連商品のクーポン券、ベビー用品の購入費やレンタル費用の助成制度としての活用のほか、現金による給付も可能とされており、各自治体の判断で選択できる仕組みであります。

本町としましては、クーポン券の発行等に準備期間を要することや、各種助成制度とした場合の対象者の申請手続の負担等を考慮し、現金給付を予定しておりますが、利用者ニーズを把握しながら、将来的には国が示す現金給付以外の方法も念頭に、柔軟に対応してまいります。

なお、岐阜県が先月25日に実施した県内自治体の意向調査によりますと、42市町村のうち、瑞穂市を除く全自治体が現金給付を予定しているとの結果でありました。

次に、3番目の本年4月以降に出産された方への支給方法についてお答えします。

この事業は、本年4月1日以降に出産した方につきましても、経過措置として遡って交付金の対象となります。そのため事業開始前に出産された方につきましては、交付申請書とアンケート用紙を送付し、役場に提出いただいた方に出産応援ギフトと子育て応援ギフトとして各5万円、計10万円を給付いたします。

また、事業開始前に妊娠届を済ませ、事業開始後に出産予定の場合は、事業開始後速やかに交付申請書とアンケート用紙を送付し、役場に提出いただいた際に出産応援ギフトとして5万円を、出生届の面談時に子育て応援ギフトとして5万円を給付する予定であります。

詳細な交付方法や具体的な事務の流れ等につきましては、国からの通知を待っているところでございますが、できる限り早い時期に事業を開始できるよう準備を整えてまいります。

以上でございます。

○議長（後藤友紀君） ここで暫時休憩いたします。1時45分から再開いたします。

午後1時39分 休憩

午後1時45分 再開

○議長（後藤友紀君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

2番 村山博司議員。

○2番（村山博司君） 2番議員、村山でございます。議長のお許しをいただきましたので、大きく3つについて一般質問させていただきます。

まず最初に1つ目、緑化活動の推進への取組についてであります。

皆さんご存じの方が多いと思いますが、当町は昭和50年の公募で、親しみがあり栽培しやすいことから町の花として菊が選ばれました。また、常緑で丈夫なことから町の発展を願って、町の木としてモチノキが選ばれました。菊は古くから人々に愛されてきた花です。菊の花言葉は高貴、高潔、高尚、気高く気品に満ちあふれた菊の花の姿からそう意味づけられております。また、皇室の紋章や日本のパスポートの表紙にも使われている菊の花は、仏花などお供えにも使われ、我々日本人にとってなじみの深い花の一つであります。本来、9月から11月が見頃の菊の花ですが、今では栽培方法の工夫によって年中見ることができるようになりました。菊には長寿の力があるとされ、時に薬として、時に心を和ませる観賞植物として広く日本人に愛されていまし

た。そこで、以下3つの項目について伺います。

まず1つ目、公園・広場など花壇の整備についてお伺いいたします。

今、岐南町には現在3か所の都市公園と21か所の広場があります。それぞれの公園・広場には特徴があり、町民のレクリエーション、あるいは運動、安らぎの場として活用されていますが、公園はまず自然に親しめるのが一番であります。現在、公園・広場の花壇はどういう状況か。利用されていない花壇が多々あるようにもお伺いします。有効利用として、例えば子ども会、シルバー人材センター、老人クラブ、菊友会、花を育てるのに興味のある方などにお伺いし、岐南町の花「菊」と町の木「モチノキ」をアピールし、花や緑の木々があふれるまちづくりを目指していただけるかなと思っております。町にも力強いご支援をお願いしますが、ご所見をお伺いいたします。

2つ目、学校の授業の教材として菊の花を育てる時間を設けてはどうかお伺いします。

学校教育の基本目標と具体的な施策の取組の一つとして、豊かな心を育む機会になるのではないかと思います。また、魅力ある生涯学習の推進と活用機会の充実にもなるのではないのでしょうか。子供たちが花や木と触れ合う機会を充実することで、環境や自然に目を向け、環境保護あるいは保全への意識を高めるきっかけにもつながります。ご所見をお伺いいたします。

3つ目、後継者の育成について伺います。

今年も10月29日の土曜日から11月10日の木曜日まで第28回町民菊花展が開催されました。町民菊花展を目標に1年がかりで菊を育ててみえる町民の皆様には敬意を表したいと思います。しかしながら、菊を育ててみえる方々も年々ご高齢となり、減少しているとお聞きします。菊の花が町の花であることを町民の皆様により知っていただく意味でも、後継者の育成が必要不可欠であります。ご所見をお伺いいたします。

○議長（後藤友紀君） 安田 悟土木部長。

○土木部長（安田 悟君） 村山議員の1項目めのご質問、緑化活動の推進への取組についての1番目、公園・広場等の花壇の整備についてお答えいたします。

議員ご案内のとおり、公園・広場はレクリエーションや運動など活動の場、安らぎの場、避難の場など多面的な役割を担っております。また、議員ご指摘のとおり、花壇の整備は自然に親しめる癒やしの場の創出につながり、魅力あふれる美しい公園・広場の実現にあっては重要な要素であることを十分承知しております。

花壇の整備による美しい景観の形成には、開花時期や見頃を考慮した花の種類の設定やレイアウトなど、植栽の工夫が重要であるとともに、灌水、花がら摘み、除草、清掃、補植、病害虫の防除など、日常的な維持管理が必要不可欠となります。

町の花であります菊につきましては、9月から11月に開花し、秋が深まる10月から11月にかけて見頃を迎えます。生育期である夏は毎日水をやり、開花までの春から秋にかけては肥料を与えるとともに、小まめに忌避剤を散布するなどして病害虫の発生を防止しなければなりません。また、同じ場所で何度も育てると病害虫の被害を受けやすくなるため植え替えも必要となります。

それぞれの公園・広場の特徴と調和した美しい状態を維持するためには、年間を通じ小まめな手入れが必要となります。また、その過程において人々が自然に触れ合い、苦勞とともに花の成長を楽しみ、交流を深めることが活発な地域コミュニティの形成にもつながると考えます。

これらのことから公園・広場の花壇の整備につきましては、自治会、子ども会、ボランティア団体などにおける自主的な活動を支援することが町の役割であると考えます。現在、岐南町自治会絆づくり交付金を活用し、花の苗や培養土を購入するなど、自主的、主体的に広場の花壇整備を行っている自治会もごございます。

今後につきましては、自治会だけでなく町の花である菊をはじめ、花に興味のある幅広い住民の方々が公園・広場の花壇の整備を通じ、自然に触れ合える活動に参加する機会の確保が図られるよう、他の自治体の取組を参考に、町としての効果的な支援の方法、在り方について研究してまいります。

また、モチノキにつきましては、庁舎敷地内にもごございますが、高木であり、公園に植樹する場合は公園レイアウトにも影響することから、現在のところ植樹の考えはございません。

なお、来年度本庁では地域緑化推進活動事業費を活用し、記念樹配布事業を計画しております。配布する樹木ではモチノキも選ぶことができますことから、町の木「モチノキ」のPRを含め、緑化推進を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（後藤友紀君） 野原弘康教育長。

○教育長（野原弘康君） 村山議員の1項目め、2番目のご質問、学校の授業の教材として菊の花を育てる時間を設けることについてお答えをいたします。

今から30年ほど前までは中学校の技術・家庭科（技術分野）に栽培領域が位置づけられており、秋菊の3本仕立てを題材とした学習が行われておりました。岐南中学校においても実践され、平成2年度には全国技術・家庭科研究大会において、栽培領域の会場校として授業公開と研究会が開催されました。当時の技術・家庭科の学習は年間105時間、週当たり3時間の授業時数がございましたが、現在は年間35時間、週当たり1時間と削減されております。

村山議員もご存知のとおり、菊の栽培は多くの手入れが必要であり、春から秋までの時間を必要とすることから、限られた時間での指導という点では大きな課題があると考えております。

一方、生物を育てることは児童生徒の命の教育や情操教育に重要な意味を持っており、欠かせない学習でもあることから、題材を変えて授業を行っております。どの生徒も興味・関心を持って取り組めること、生物育成について基礎的な知識と技能を身につけられること、達成感や充実感を得やすいことを考え、現在は食につながるミニトマトや養液栽培も含めた葉物野菜の栽培を行っております。

議員ご提案の授業の教材として菊の花を育てることは、現在の教育課程において難しいと思われれます。しかしながら、当町には長年にわたり菊の栽培に携わられておられる地域の方々がおみえになり、学ぶ機会には恵まれております。そうした方を講師に招き、学校の委員会活動や他の教育活動に菊の栽培を取り入れることが可能かどうか、今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（後藤友紀君） 堀場康伸住民部長。

○住民部長（堀場康伸君） 村山議員の1項目め、3番目のご質問、後継者の育成についてお答えいたします。

町には菊を育てている団体として議員の皆様もご存知のとおり岐南菊友会がごございます。当団体は昭和60年4月の結成から現在に至る37年間活動を続けており、公民館クラブ・サークル登録団体で、また岐南町文化協会所属団体でもございます。

今年度の当団体の公民館クラブ・サークル登録票によりますと、会員数16名、うち町内在住者8名、町内在勤者4名、町外4名の登録となっており、会員の中には役場職員も登録し活動に参加をしております。活動は月1回、土曜日午後2時から4時に図書館北側の実習室で行っており、菊の育成に精通した岐南町徳田の安藤先生の指導をいただき活動をしております。菊友会の活動は4月初旬から土作り、植付け、摘心、挿し芽、芽の整理や支柱立て、つぼみ選定、芽かきなどを教えていただきながら、10月末の菊花展に向けて活動を行っています。

町としましては、活動拠点である実習室の使用に当たり、岐南町内在住在勤者を含む団体であることから、使用料7割の減免や、文化協会を通じて6万円を町民菊花展への出展作品準備支援として補助を行うなどの支援を行うとともに、毎年の町民菊花展開催に当たり、岐南菊友会の負担軽減のため菊花展出展者募集チラシ、告知ポスター、当日用パンフレットの作成や展示ブースの設営、撤去、展示期間中の水やりを行うなど、様々な活動支援も行っているところでございます。

また、菊花展では出店者全ての作品を審査し、優秀作品出展者には賞状及び副賞を

授与するとともに、参加賞の配布など、町の花である菊栽培を様々な面から支援しており、本年度の町民菊花展への出展は25名で、作品数約150点となりました。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、1年をかけて作る菊の栽培をする方は年々少なくなる傾向にあり、菊花展への出展も減りつつあります。また、これまで菊を栽培されている方もご高齢となり、優れた栽培技術を継承していく後継者が少なくなるのが課題となっております。

町といたしましては、町の花である菊作り技術の後継者育成のために、菊作りに関する公民館講座などを企画し、菊作りのきっかけづくりや、その魅力に興味を持っていただけるような取組を実施するなど、菊作り後継者の育成支援を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（後藤友紀君） 2番 村山博司議員。

○2番（村山博司君） ご答弁ありがとうございます。より一層後継者づくりに力を注いでいただきたいと思っております。お願いいたします。

それでは次、2つ目の項目について質問させていただきます。2つ目、もったいない精神についてお伺いいたします。以下、4つの項目について質問いたします。

11月3日文化の日に食品ロス削減について考える岐南町タウンミーティングが開催されました。特別講演として京都大学の浅利准教授を講師にお招きし、「もったいない！食品ロス～ごみの現場から」と題し、食品ロス削減に向けたヒントのお話をさせていただきました。

毎年10月は食品ロス削減月間であり、10月30日は食品ロス削減の日でもあります。日本から世界に広まった「もったいない精神」を思い出し、食品ロスを削減するため、一人一人何ができるか考える必要があります。持続可能な開発目標、いわゆるSDGsでは、12番目に「つくる責任・つかう責任」という中で、2030年までに小売や消費段階における世界全体の1人当たりの食料の廃棄の半減を目指しております。

我が国の食品ロスは、令和2年度の推計値で522万トンありました。これは世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた世界の食糧支援量、これは年間約420万ほどあります。その約1.2倍の食品ロスが我が国ではあります。これ国民1人当たりに換算すると約41キログラムになります。国民1人当たりが1年間に食べるお米の量が大体50キログラムに近い量であります。ですから、毎日ご飯茶碗1杯分、約132グラムですが、これが捨てられている計算にもなります。一方で、日本は多くの食料を海外から輸入しております。また、家計における食費の割合は約4分の1を占めております。

食品ロスは事業系と家庭系に分けられます。事業系の排出量は、先ほどの522万トンの約53%の275万トンに上ります。主に小売店での売れ残りや返品、外食時の食べ残し、販売できなかった規格外品等で発生しております。

また、家庭系の排出量約47%は、数字で言うと274万トンであります。これは主に食材の買い過ぎや保存期間を過ぎたものを捨てる、いわゆる直接廃棄、あるいは料理の作り過ぎ等による食べ残し、料理の際に皮を厚くむく等で食べられる分を捨ててしまう過剰除去等に分類されます。

日本の大切な文化である「もったいない精神」を大切に、一人一人ができることから食品ロスを生まないように心がける必要があります。実践啓発活動や情報発信に町としても力を注いでいかなければなりません。以下、この項目について質問します。

まず、子供の貧困の解消に向けてお伺いいたします。食品ロス削減が子供の貧困解消の一翼を担うのではないかと思います、質問いたします。

当町では社会福祉協議会が子ども食堂を運営されております。その役割は様々であります。子供の貧困やひきこもりの解決に向けて生活実態調査を行い、経済的支援を含めた必要な支援を積極的かつ迅速に行うことが望まれます。また、子ども食堂が子供や子育てにおける地域の中での居場所となるよう地域との連携を支援するとともに、その運営に当たっては、地域の誰もが利用できるように配慮することが望ましいと思います。具体的には貧困世帯のみならず高齢者、子育て世帯、放課後児童クラブの機能を持たせることでのコミュニケーションづくりに役立つと思います。地域の誰もが利用できるように配慮し、食糧支援ができる体制づくりをし、食品ロス削減につながる施策を町としても積極的に取り組む必要があると思います。ご所見をお伺いいたします。

2つ目、フードバンク事業についてお伺いいたします。

フードバンク活動とは、様々な理由により廃棄されてしまう食品を生活困窮世帯等に提供しようとする活動のことです。食品を受け取る側のメリットとしては、フードバンクの食品で福祉施設や団体の食の部分で支援ができれば、浮いた費用を本来の活動に回せます。児童養護施設では本や遊具あるいは学費などに充てることができます。また、母子支援施設などでは各家庭の食卓が豊かになるだけでなく、浮いたお金を貯金に回すことで自立支援にもつながります。また、人間はおなかがすいていると物事に集中できず、勉強やいろんな面で弊害も出てきます。まずおなかを満たすことが重要であります。フードバンクによっておなかを満たすことができれば、子供たちの心身の充足感が得られ、集中力を増すこともできます。さらに、フードバンク活動を通じていろんな人たちに食の大切さが伝えられ、食の楽しさと食べ物を大切に

する心が養われます。

次に、食品を提供する側の企業側のメリットとして、例えば企業は廃棄コストを削減できます。廃棄する場合、運搬費や処理費がかかる上、リサイクルする場合は分別の手間もかかります。フードバンクを利用することでこれらの手間や費用を削減することができます。また、食品を捨てなければCO₂も排出することがありません。これは地球温暖化防止にも役立ちます。また、食べられる食品を捨てることなくフードバンクに寄附することで、従業員に社会に役立っているという意識が生まれ、自分の会社に対して誇りを持つこともできます。さらに社会貢献として、社会貢献活動に積極的に取り組む企業であることをアピールすることもできます。

次に、行政のメリットとしては、まだ食べられる食品がフードバンクを通じて活用することにより、食品廃棄物の削減につながり、環境負荷低減の効果が期待されます。自治体が持っている賞味期限が迫った備蓄食品を入れ換える際に廃棄せず、寄附に回せば、行政自身で食品廃棄物の削減をすることもできます。また、フードバンクによる食糧支援によって、食べることが保障され命が維持されれば、生活保護受給者や生活困窮者などの就労支援にもつながります。可能であります。余剰食品を福祉に活用し、困窮者支援することは福祉予算の削減にもなり、町の財政が潤うことにもつながります。町としての今後の取組、お考えについてお伺いいたします。

3つ目、教育現場での取組についてお伺いいたします。

食品ロスの削減がごみ減量化につながります。また、ごみの減量化が食品ロスの削減にもつながります。幼少期からの教育が食品ロスの削減、ごみの減量化の意識の向上につながります。まず取り組んでほしい課題は、給食の残飯削減であります。昨年11月、総合調理センターへの視察、試食を行いました。そのとき、食材、献立、栄養、調理、衛生、そして献立表の作成に携わっている職員の皆様の日々のたゆまぬ努力には本当に頭が下がる思いで感動いたしました。当町は給食費は無料ですが、残飯量もそれなりにあるとお聞きします。残飯ゼロを目指した教育現場での食の教育についてなどの取組についてお伺いいたします。

4つ目、子ども食堂事業、フードバンク事業の今後についてお伺いいたします。

子ども食堂事業とフードバンク事業は密接な関係にあります。令和4年度岐南町社会福祉協議会の事業計画で、福祉推進事業の事業内容に子ども食堂事業とフードバンク事業があります。子ども食堂とは子供1人でも行ける無料または低額の食堂であります。全国に約6,000か所に上ります。直近この5年間で18倍以上にも増加しております。現在は社会福祉協議会が一般家庭、企業から集めて食品を、フードバンク事業として生活に困っている方、あるいは独り住まいの高齢者の方、あるいは独り親家庭

に提供しております。こういった方全てを網羅することもなかなか困難だと思いますが、この2つの事業は今後ますます需要が増えると思います。今までの取組と、今後行政の立場でどのような支援をしていくのかをお伺いするとともに、現在社会福祉協議会としてのこの2つの事業の具体的な活動についてお伺いいたします。

以上です。

○議長（後藤友紀君） 中村宏泰福祉部長。

○福祉部長（中村宏泰君） 村山議員の2項目め、もったいない精神に関する1番目のご質問、子供の貧困の解消についてお答えいたします。

子供の貧困は目に見えづらいと言われておりますが、国が2015年に実施した国民生活基礎調査によりますと、日本の子供の貧困率は13.9%で、実に7人に1人、独り親世帯に至っては半数以上が年収200万円を下回る貧困状態でありました。また、2016年に公益財団法人日本財団が行った子供の貧困に関する調査では、子供の貧困を放置した場合の社会的損失は約40兆円に上るとの試算もあり、社会全体で考えなければならぬ喫緊の課題であります。

まず、子供の貧困に関する実態調査についてであります。貧困家庭内の実態を解き明かすための調査につきましては、プライバシーや尊厳に細心の注意を払い、慎重に行う必要があります。国民生活基礎調査のように、生活全般に関する調査項目の一部に盛り込み、分析する方法が適切であると考えます。

そこで町では、3年ごとに作成する岐南町子ども・子育て支援事業計画のアンケート調査に、経済状況等に関する調査項目を設け、子育て世帯の生活実態やニーズをより詳細かつ定期的に把握できないか検討してまいります。

また、経済的支援の取組に関するご質問ですが、生活困窮世帯への経済的支援は大きく2つに分けられます。1つは、生活困窮者自立支援事業や生活保護制度、小中学校の就学援助、大学生の給付型奨学金、各種減免など、困窮世帯への直接支援であります。もう一つは、児童手当や児童扶養手当、保育料や給食費の無償化、子育て世帯に対する国や県の臨時給付金、さらには今年度実施した全町民へのクーポン券交付や水道料金助成など、困窮世帯も含めた間接支援であります。

本町ではこうした様々な経済的支援と組み合わせながら必要に応じ生活を支援しておりますが、引き続き福祉部局や税務担当課、教育委員会等と連携を図り支援に努めてまいります。

なお、町としての食糧支援の取組につきましては、次の2番目のご質問と併せてお答えいたします。

2番目のご質問、フードバンク事業についてお答えいたします。

フードバンク事業は、食品ロス削減推進法に基づき、主に農家や企業から発生する余剰食料、包装ミスなどの理由で販売できないもの等を支援団体が寄附を受け、希望する生活困窮世帯や子ども食堂等に無償提供する事業であります。

現在、町内で把握している実施団体は、岐南町社会福祉協議会、障害者多機能型事業所「もみじの舞」、コープぎふ岐阜南支所の3団体がございます。また、広域的には大垣市に本部があるフードバンク岐阜が西濃地域と岐阜地域を中心に生活困窮者への食糧支援を行っております。

岐南町社会福祉協議会のフードバンク事業は、生活困窮世帯に食品を提供する目的で令和2年5月に事業が開始されましたが、その際、事業の立ち上げ支援として町より45万円を補助いたしました。

家庭等で使い切れない未利用食品を集め、フードバンク事業の実施団体に寄附するフードドライブ、いわゆる食品の寄附活動が全国で広がっており、町内でもコンビニ大手のファミリーマートやコープぎふ岐阜南支所がこの活動に取り組んでおります。

行政によるこれらの事業に対する支援につきましては、生鮮食品を含めた食料の適正な管理方法や余剰時の廃棄問題など幾つかの課題が想定されます。そのため多くの自治体では食料品の供給調整や細かなニーズに即応が容易な民間団体が主に担っているものと理解しております。

本町におきましては、先月3日に主催した食品ロスに関するタウンミーティングの際、岐南町社会福祉協議会と協力し、会場入り口でフードバンクを実施し、米75キロや飲料40本のほか、缶詰やお菓子など多くのご厚志をいただきました。また、町が保管している防災備蓄品の入替えの際は同協議会に寄附しており、今後もあらゆる機会を通じて協力してまいりたいと考えております。

続きまして、4番目の子ども食堂事業、フードバンク事業の今後についてお答えさせていただきます。

子ども食堂につきましては、町内では岐南町社会福祉協議会と在宅医療法人かがやきの2団体が運営しており、その活動費用として町から各団体に毎年15万円を補助しております。子ども食堂は生活困窮世帯の子供に対する食の提供のみならず、子供の見守りや学習支援、相談事業などと柔軟に組み合わせることができ、地域に根差した家庭的な健全育成事業であると認識しております。したがって、補助制度を通じて団体の安定運営を支援してまいりたいと考えております。

また、フードバンク事業につきましては、生活困窮世帯の支援に資することから、2点目でも触れましたが、行政と民間団体それぞれの役割の相互理解の下、引き続き町としてのその活動の理解、普及に努めてまいります。

いずれにいたしましても、子供の貧困の解消には多くの関係者の関心と努力が必要であり、子供の将来が家庭の経済環境によって左右されることのないよう、地域全体で支援していくことが何より重要であると考えます。

以上でございます。

○議長（後藤友紀君） 野原弘康教育長。

○教育長（野原弘康君） 村山議員の2項目め、3番目のご質問、教育現場での取組についてお答えをいたします。

もったいない精神はSDGsの取組につながるものであり、子供たち一人一人に持続可能な社会づくりに参画する力を育むという観点から極めて重要と考えております。議員ご指摘の食品ロスの削減等に関わり、学校教育において食に関する指導を給食指導、教科指導、総合的な学習の時間等の場で行っております。

食に関する指導には食育6つの視点がございまして、視点1として食事の重要性、視点2として心身の健康、視点3として食品を選択する能力、視点4として感謝の心、視点5として社会性、視点6として食文化がございまして、このうち給食指導では特に視点の1、2、4、6について、栄養教諭による授業、あるいは給食時間等での話、給食委員会の活動を通して子供たちは学んでおります。

栄養教諭からは、旬の食材の活用や児童生徒の教科学習と関わらせた献立の工夫、調理業務に向けた給食調理員の思い、あるいは具体的な仕事内容、苦勞、喜びなどを児童生徒に伝えております。給食委員会では食材の特徴の紹介や、給食残量調査の結果の報告等の活動を行っております。

教科指導の一例を申し上げますと、社会科の「国際社会に生きる私たちとして」という単元では、人口と食料の問題を取り上げ、食品ロスの問題が世界の食糧問題につながっていることを理解する学習を行っております。また、中学校技術・家庭科（家庭分野）では「食生活の自立」の題材において、中学生の1日分の献立を考えることを学んでおります。さらに、総合的な学習の時間では、食品ロスの問題が自分、家族、地域の人一人一人の考え方や日常生活における行動と深く関わっていることに気づき、学んだことを自らの生活や行動に生かすことを目標とした視点3を含む学習を進めております。

このような横断的な指導を通して食品ロスの削減に向けた意識を高めるとともに、身近な学校給食においては、少しでも残菜が減ることを目指して取り組んでおります。少しずつ改善が見られているという話を聞いております。

以上、食品ロスの削減について述べましたが、ほかにも移動教室の際の消灯や空調機器の切断、裏紙の使用、ごみの分別など、日常の学校生活においてもSDGsを意

識した取組を進めております。

補足になりますが、現在の各教科の教科書においても持続可能な社会につながる内容には環境マークなるものが付されており、児童生徒の気づきを促す工夫が施されております。もったいない精神は持続可能な社会づくりに向かうことを通して培えるものでもあり、今後も身近な小さな実践の積上げを大切にしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（後藤友紀君） 2番 村山博司議員。

○2番（村山博司君） ご答弁ありがとうございます。

それでは、3つ目の項目に入ります。3つ目は人権教育とネット中傷対策についてであります。

政府が今年3月8日、インターネット上の誹謗中傷を抑制するため侮辱罪を厳罰化するのを盛り込んだ刑法等の改正案を閣議決定し、6月13日の参議院本会議で可決成立し、4月7日に施行されました。また、令和2年4月1日に岐阜県迷惑行為防止条例が施行されております。しかしながら、インターネット上の誹謗中傷の被害が減少するどころか増加の一途をたどっております。

6月の定例会で学校教育での人権問題の取組と教育現場での働き方改革について私は一般質問をいたしました。町長をはじめ教育長、住民部長からもご答弁をいただきましたが、その後のインターネット上の誹謗中傷による被害が後を絶たない中、その後の進展状況をお聞きするとともに、新たに改正プロバイダ責任制限法が今年10月1日に施行されたことを踏まえ、ご所見をお伺いいたします。

1つ目、インターネット上での誹謗中傷対策について。

インターネット上の誹謗中傷は深刻化しており、総務省が運営する違法・有害情報相談センターによりますと、2021年度に受け付けた相談は6,329件に上ります。受付を開始した2010年度に比べ約5倍に増加しております。インターネット上の誹謗中傷は犯罪であり、様々な罪に問われます。名誉毀損罪、いわゆる相手の社会的な地位や名誉を下げるような書き込みがなされた場合、刑法230条において3年以下の懲役もしくは禁錮または50万円以下の罰金と定められています。脅迫罪、相手の生命・身体・自由・財産に対して害を与えるような書き込みがなされた際に、これも刑法230条ですが、2年以下の懲役または30万円以下の罰金と定められております。岐阜県迷惑行為防止条例は、これは条例であります、刑事罰が適用されます。6か月以上の懲役または50万円以下の罰金、さらに常習者は罰則が重くなります。被害者の泣き寝入り防止と被害の速やかな救済への対策についてお伺いします。

2つ目、改正プロバイダ（接続業者）責任制限法についてご質問いたします。

改正プロバイダ責任制限法が今年10月1日に施行されました。この法律の柱は、SNS、いわゆる会員制交流サイトなどで人権を侵害した投稿者の特定に必要な手続を簡素化したことでもあります。被害者を迅速に救済する上でこれは大きな意義があります。人権侵害を救済する手段に損害賠償請求がありますが、被害者が投稿者を特定しなければなりません。匿名が多い投稿者を現行制度で特定するには、通信記録を持つSNS運営会社と氏名や住所などを把握する通信事業者に対し別々に裁判手続を行って、投稿者の情報開示を求める必要がありました。しかし、これでは投稿者の特定までに1年以上かかることもあります。被害者の精神的、経済的な負担は大きい上、被害の救済も遅れてしまいます。そのため手続の簡素化、迅速化が求められていました。

そこで、この改正法では被害者の申立てを受けた裁判所がSNS運営会社と通信事業者の双方に対し投稿者に関する情報開示を命令できるようにしました。いわゆるこれまで2回必要だった手続が1回で済むことで被害者の負担は軽減されます。投稿者特定までの期間短縮もこれは見込まれております。被害者の泣き寝入り防止と被害の速やかな救済につながり、匿名を隠れみのにした悪質な投稿の抑制も期待できます。町としても人権侵害を防ぎ、救済する啓発活動が望まれます。お考えをお伺いいたします。

3つ目、児童生徒の問題行動に対する把握、指導についてお伺いいたします。

児童生徒の問題行動は学校での教育だけの問題ではなく、我々大人の社会においても家庭、地域も含めた取り組まなければならない大きな社会問題であります。特に、暴力行為、いじめ問題は深刻であり、それが学校の長期欠席、それに付随する中途退学、最悪の場合には自殺にも発展しかねません。諸問題の現状を把握し、今後の施策を考えていかなければなりません。教育相談のみならず、地域社会がどう取り組むべきなのか、またどのような取組がなされているかをお伺いいたします。

次、4番目、特に近年激増している携帯電話のメールやインターネットを利用したネット上のいじめ問題の対応、解決に向けてお伺いいたします。

特定の児童生徒に対する誹謗中傷が行われるインターネットによるいじめは、他のいじめ同様、決して許されるものではありません。文部科学省の調査によりますと、コロナ禍により子供同士の接触機会が減ったことでいじめの件数は減っております。ただ、インターネットでのいじめは増加の一途をたどっております。国のGIGAスクール構想で全国の小中学校では1人1台の端末の配備がほぼ完了いたしました。ネットは今後より一層身近な存在になりつつあります。ネットいじめの対策は急務であります。インターネットによるいじめから子供たちを守るため、学校、家庭、地域で大人が子供たちを守っていく必要があります。ご所見をお伺いいたします。

終わりに、6月の定例会で教育長からの印象に残ったご答弁の一部を読み上げさせていただきます。誹謗中傷が起きない風土を地域社会全体でつくることが何より大切であると考えます。「子は親の鏡」「親の背中を見て子は育つ」の言葉がございます。私たち大人が人格の否定につながる誹謗中傷をしない、許さない社会をつくる努力が子供たちに手本を示し、姿を通した教育であると思っております。もう一度言います。「子は親の鏡」「親の背中を見て子は育つ」。

以上で質問を終わります。

○議長（後藤友紀君） 小島英雄町長。

○町長（小島英雄君） 村山議員の3項目め、人権教育とネット中傷についての1番目のご質問、インターネット上での誹謗中傷対策についてお答えいたします。

インターネットは私たちが生活する上で必要不可欠な道具である反面、使い方を間違えたり、悪意を持って使うと凶器にもなります。6月議会においてこの問題に対して岐阜県迷惑行為防止条例や侮辱罪の改正について触れました。岐阜県迷惑行為防止条例については、条例の中でその名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くことが禁止の事項の1つとして掲げられており、これに違反した者には6か月以下の懲役または50万円以下の罰金に処する罰則規定が設けられております。

侮辱罪の改正については、令和4年4月7日から侮辱罪の法定刑引上げに係る規定が施行され、侮辱罪の法定刑に1年以下の懲役・禁錮または30万円以下の罰金が追加されました。また、法定刑の引上げに伴い、公訴時効期間が1年から3年となりました。これにより悪質な書き込み等が抑制されることが期待できます。

また、インターネットによる誹謗中傷に対して、総務省、法務省、警察及び岐阜県が相談窓口を開設しております。総務省が開設している違法・有害情報相談センターではメールでの相談を24時間受け付けております。法務省はインターネットによる人権侵害を含む様々な人権問題に関する相談を平日の午前8時30分から午後5時15分まで電話及びメールで受け付けております。

また、子供のいじめ、不登校、友達関係及び人権に関する相談窓口として、子どもの人権110番を開設しており、こちらは電話相談のほかにメール相談及びLINE相談を平日の午前8時30分から午後5時15分まで受け付けています。

警視庁ではインターネット・ホットラインセンターを開設しており、インターネット上の違法・有害情報を受け付けております。

岐阜県では、インターネットによる人権侵害を含む様々な人権問題に関する相談を平日の9時から午後5時まで電話で受け付けています。また、岐阜県では子供のいじめ、不登校、友達関係及び人権に関する教育相談窓口も開設しており、平日の午前9

時30分から午後4時15分まで電話で受け付けています。

インターネットの世界は公共の場であり、画面の向こうに多くの人がいることから、インターネット利用者一人一人の人権意識が強く問われます。あるSNS等では岐南町に関する投稿において見過ごしがたい悪質で同一人物と思われるような投稿が多く確認できます。SNS等への投稿における誹謗中傷等の違法行為について、それによって生じるリスクや社会的責任、法的責任を自身が負わなければならないことは承知しておられると思います。これからは警察等の関係各所に相談の上、毅然とした態度で違法行為に対処しますので、よろしくお願いたします。

続きまして、2番目の質問、改正プロバイダ責任制限法についてお答えいたします。

情報通信技術の発展と社会的な変容は、インターネット上での違法行為、有害行為を複雑化かつ深刻化させました。これまでのプロバイダ責任制限法による発信者情報開示請求権は、このプロセスにおいて課題が指摘されており、被害者救済が難しい制度でありました。いわゆるプロバイダ責任制限法とは、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律のことであり、令和4年10月1日に改正法が施行されました。今回の改正法によりインターネット上の匿名に投稿による誹謗中傷などの権利侵害について、その発信者の特定を従来より迅速かつ円滑に行うことができるようになりました。

具体的には、これまでは発信者の情報開示を請求するためにはSNS事業者等と通信事業者等に対し別々に裁判手続を行う必要がありましたが、これからは発信者の情報開示を新たに非訴訟手続を行うことで、1回の手続で情報開示が可能となり、さらに対面の審査が必須ではなくなること等により手続が迅速化、円滑化され、情報開示までの期間の短縮が見込まれております。また、SNSに代表されるログイン型サービスにおいて、投稿時の通信記録が保存されない場合でもログイン時の情報開示を可能となるよう、開示請求を行うことができる範囲が拡大されました。

これまでインターネット上の匿名の投稿の発信者の情報開示には時間がかかり、併せて改正前の侮辱罪の時効が1年だったことで、情報開示請求の手続をしても発信者への損害賠償請求まで至らないことがありました。しかし、発信者の情報開示の時間が短縮されたことと、併せて改正後の侮辱罪の時効が3年となったことで、インターネット上の匿名の投稿による誹謗中傷等の発信者への損害賠償請求に至る可能性がこれまでよりかなり高くなると考えられます。

インターネットは手元ですぐにやりとりができることから、相手やほかの利用者の立場や気持ちを深く顧みず、雑談のような気持ちで不用意に投稿しやすいようです。特にSNSへの投稿は意図しない形で切り取られ、あるいは拡散されたり、投稿自体

を削除してもコピーされ、データが残り続ける可能性があるという取扱いの難しいものであります。

先ほども申し上げましたが、インターネットの世界は公共の場であり、画面の向こうに多くの人があります。SNSへ投稿する前に、相手やほかの利用者がどう思うかをよく考え、自覚と責任を持って他者へ配慮して投稿し、相手を傷つけることのないよう言葉を選んで発信する必要があると認識しております。

以上です。

○議長（後藤友紀君） 野原弘康教育長。

○教育長（野原弘康君） 村山議員の3項目め、3番目のご質問、児童生徒の問題行動に対する把握、指導についてお答えをいたします。

羽島郡二町教育委員会においては、毎月児童生徒の問題行動について各学校からの報告がございます。令和4年度10月末現在で問題行動に関わり、小学校84件、中学校8件、合計92件の報告がございました。そのうち暴力行為の認知件数は、小学校42件、中学校で1件、合計43件でございました。

また、いじめの認知件数は小学校42件と中学校7件、合計49件でございました。いじめの認知件数が若干多いように思われますが、これは各学校において児童生徒が嫌だと感じた軽微なことも早期に把握して対応することに努めているあかしであり、いじめ解消に向けた積極的な取組であると捉えております。

問題行動への対応では、必要に応じて教育委員会と学校が連携を図りながら進めております。その際、発生した事実と、学校生活や家庭生活を含む子供の思いを把握して、児童生徒には行為と、そして心情の両面から指導をしております。さらに、保護者への連絡、相談を通して、家庭と連携をした子育てができるよう努めております。現在のところ、早期の対応ができており、問題行動による出席停止の措置はなく、いじめが直接原因となった長期欠席もございません。

また、不登校児童生徒につきましても、毎月学校から報告を受けており、10月末の報告で一月7日以上欠席がある児童生徒は、小学校で21人、中学校で31人、合計52人でございます。年間30日以上欠席の児童生徒数は、7月末の報告でございしますが、小学校で15人、中学校で22人、合計37人でございました。学校では仲間同士の良好な関係を築き、自己存在感や自己肯定感を育成できる学級づくりを通して、不登校児童生徒を生まないよう努力をしておりますが、家庭の状況もあり難しい現実がございします。

不登校の主な理由は、無気力や不安が挙げられますが、一人一人の状況に応じた支援に向け、次のことに努めております。1つ目、児童生徒一人一人のアセスメントに

よる支援方針の決定。2つ目、複数の支援者による立場を生かした支援の充実を目指したケース会議の実施、外部の関係機関との連携。3つ目、学級担任をはじめとする職員による教育相談、家庭訪問。4つ目、学校における別室での学習機会の提供。5つ目、スクールカウンセラーやスクール相談員、心の相談員、教育相談専門員等によるカウンセリングや教育相談。6つ目、サポートセンタースマイルにおける自立支援活動などがございます。児童生徒に寄り添い、小さな一歩が踏み出せることを願い、継続した支援に努めておるところでございます。

一方、こうした生徒指導に関わる諸問題や課題について、青少年育成町民会議の関係者の方や、あるいは民生委員・児童委員が所属をするいじめ問題対策連絡協議会にて具体事例を示しながら学校や地域での現状について伝え、ご意見を伺っております。また、本町の民生委員・児童委員協議会においても現状を広く知っていただくよう準備を進めているところでございます。

また、保護者に対しては、問題行動等の未然防止も含め、子供との関わり方を見詰め学んでいただくよう、文部科学省作成の家庭教育手帳を内容ごとに整理し、毎週金曜日でございますが、週1回メルマガの形式で配信をしております。

地域として大切にできるとよいことは、心に悩みや不安等を抱える児童生徒や孤立しがちな保護者に対し、広い心で理解し、優しいまなざしで温かい声をかけていくことだと思っております。出会ったときに交わす挨拶に加えて、例えば児童生徒には「この間、あなたがしてくれたこと、とてもうれしかったよ」との声や、あるいは保護者には「あなたのお子さん、困っていたときに手伝ってくれましたよ、優しいお子さんですね」などというプラスワンの一言は、心にかかった雲を払拭する効果があると思っております。また、問題だと思われる子供の言動を見かけた大人の対応も一考の必要性があると感じています。

先日、公園内で自転車を乗り回している子供がいる、学校で指導してほしいとの連絡がありました。そうしたことは学校において日頃から指導しております。大切なことは見かけた方がその場で声をかけることであり、子供は何に対して注意されたのかを自覚します。感情的な言葉ではなく、声のかけ方に留意することで注意を素直に受け入れるでしょう。そうした人との関わりが作る地域の温かさこそが、児童生徒や保護者が抱える心の不安定さを軽くし、問題行動を少なくしていくことにつながると考えます。児童生徒自身も地域の方々が見守ってくれる、そうした意識を持つことも大切であると思っております。

続きまして、4番目のご質問、特に近年激増している携帯電話のメールやインターネットを利用したネット上のいじめ問題の対応、解決に向けてについてお答えをいた

します。

近年の社会問題としてネット上のいじめやトラブルが取り上げられており、そうした問題を未然に防止する必要性を強く感じております。各学校では警察や携帯電話会社等の協力による情報モラル教室を開催すること、具体的なネットトラブルの事案から現在の自分を振り返ること、写真や動画の扱い方次第で法的に罰せられることなど、実感の持てる指導を定期的に行っております。

4月に行った中学校3年生、小学校6年生を対象とした全国学力学習状況調査の児童生徒質問紙の4番「携帯電話・スマートフォンやコンピューターの使い方について、家の人と約束したことを守っていますか」の問いでは、「守っている」と回答した児童生徒は、小学校で73.7%、中学校では70.5%とやや県平均を上回る実態でございました。

また、令和4年度のネットトラブルについては、保護者が学校に相談をして解決に向かった事案もあり、保護者や児童生徒が相談しやすい関係づくりが何よりも大切であると感じております。こうしたネットトラブル等の問題については、児童生徒を取り巻く環境を望ましいものにするのが原点であると考えます。言い換えれば、学校、家庭、地域のあらゆる場で人権を意識することにほかならないと考えております。

今後に向けて、学校においてはサイトへのアクセス規制やネット社会で遵守すべきルールについて、文部科学省や岐阜県教育委員会の協力を得ながら啓発に取り組むとともに、時代の変化に即した対応に努めたいと考えております。

家庭においては、ニュース等で取り上げられている事例について親子で考えたり、人間として大切にすべきことを確認し合ったりする時間を持っていただくことを切に望みます。

地域においては、喫緊に取り組んでいただいたことですが、新型コロナウイルス感染症対策の一つに、罹患者に対する誹謗中傷を慎みましようとして啓発に努めました。ネットトラブルと問題は異なりますが、大切にすべきことは同じであり、様々な啓発に耳を傾け、自己を見詰める機会を持っていただくことを望みます。何もしなければ気づきはありません。現在行っていることが当たり前になり、感覚が麻痺していきます。大人から子供まで町民一人一人が自分の言動を相手の立場から見詰め、人を傷つけていることにつながっていないかどうか確かめる機会を持つことも大切であると考えます。

以上でございます。

○議長（後藤友紀君） ここで暫時休憩いたします。午後3時から再開いたします。

午後2時50分 休憩

午後3時 再開

○議長（後藤友紀君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

7番 櫻井 明議員。

○7番（櫻井 明君） 議長に許可いただきました3項目についてお尋ねいたします。

村山議員のご答弁に非常に思わず聞き入ってしまいました。熱の籠もったご答弁でした。どうぞ私のほうへもよろしくお願いします。

それでは、最初始めさせていただきます。SDGsと新ごみ処理施設供用開始におけるごみ処理有料化についてお尋ねいたします。

岐阜羽島衛生施設組合新ごみ処理施設は、計画の1年前倒しで令和9月4月に供用開始の予定であります。岐阜市、羽島市、笠松町と岐南町のこの共同設置・共同運営であります。したがって、新ごみ処理場運営負担額は実績の割額と均等の割額、この額で負担し合います。実績割額とは各市町村の搬入した可燃ごみの量額で、これと単独で処理される羽島市を除いたし尿の処理割額であります。

施設建設費は2市2町が各4分の1を負担するものです。したがって、とにかく生ごみ排出量の減量が2市2町の喫緊の責務となっています。共同運営市町村はこのことからごみ減量やSDGsの観点からも、既にその有効な手段の一つとして全国で採用されているごみ有料化を即時成果のある唯一の施策として、岐南町以外の岐阜市、羽島市、笠松町は取り組んでおみえです。

この家庭ごみ処理有料化とは、自治体が家庭ごみ処理において手数料を徴収することを言います。市町村の役割として国は廃棄物処理法に経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を進めるべきであるとして有料化を明確に打ち出しています。つまり、町民のごみ問題意識を高めるため、かつごみの排出者としての責任を明確にすることです。したがって、多くの自治体では自治体が指定した有料ごみ袋や貼付シールを使つての家庭ごみ処理有料化を行っています。

有料化のメリットとして、1つ、家庭ごみ排出量の削減につながる、2つ目、資源ごみのリサイクルの推進、ごみの発生の抑制、再使用、再利用、あるいは今はその不必要なものは断る勇気、そして4R、つまりリデュース、リユース、リサイクル、リフューズの推進に向けたごみへの意識向上。そして、何よりも、4つ目に焼却場、最終処分場の負担を延命です。これにつながるとしております。そして5番目、結果として岐南町のごみ処理費の減額は岐南町民の総負担額の減少となります。

一方、有料化のデメリットとして、家計の金銭的負担の増加、不法投棄、不正排出の増加、3つ目には複雑化する分別作業と運搬処理、そして4つ目に監視カメラの設置や夜間の監視パトロールなど、事前の対策を要することです。

現在、岐阜県42市町村のうち40市町村が有料化しています。家庭ごみ有料化に未実施の岐阜市は、令和7年度までにごみ焼却量を平成9年度が岐阜市はピークで15.6万トンでした。現在それを3分の1を削減するとして焼却量10万トン以下の目標実現のため、有料化制度の導入を検討するとして公表されております。大垣市は、令和5年1月1日から有料化を実施されています。大型ごみ等も含め、家庭ごみ全無料化はついに岐南町のみとなりました。

全国的にも、また岐阜県においてもごみ袋にごみの処理費用を上乗せしての方法が最も多くの市町村で採用されています。全国で65%程度、岐阜県では全てこの方式となります。お隣の笠松町は平成31年4月に事業系一般廃棄物の可燃ごみを有料化し、それに続いてさきの令和3年10月1日から家庭ごみも有料化されました。可燃ごみ削減目標30%でお始めになられたのですが、現在は削減率10%で推移しているとお聞きしております。全国では有料化の削減率達成はおよそ7%ほどになっています。

当初は大きく削減されても、時間とともに徐々に削減率は下がっています。したがって、いかにこの3Rと併せてリデュース、リユース、リサイクル、リフューズを組み合わせた4Rにいかにか実施できるか、これにかかっています。

一例は、大型ごみとして出された家具などを希望者に無料譲渡する、家庭ごみの水切り施策を徹底して行う、あるいはSDGsの意識づけなど、実に様々な事例が紹介されております。例えば、北海道の登別市は平成12年4月に導入されて、現在まだごみの削減率は36%であります。達成しておみえになります。東京都の調布市では平成16年4月に実施され、7年後においてもまだごみ量は約20%の削減を達成されております。これらなどなど、その後の政策と実行力、継続で差異がつきます。大垣市は、標語を「食品ロス削減」と「もったいない意識」、これで使い切り・食べ切り、水切りこの3切りとして実行を呼びかけておみえです。羽島市は有料化の実施に伴い、おむつを必要とされる乳児・高齢者等にごみ袋の年50袋あるいは60袋を支給するなどの援助策を組み込んだ有料化・ごみ削減推進策をされておみえのようです。

1袋45リッターのごみ袋、それが一般的ですが、これにごみ8キロから10キロ入れますと、焼却費は概算400円から500円、生ごみ1袋の価格は50円から60円、10枚入りで500円から600円、この販売が多いようです。岐阜県内の市町村の場合を見ますと、1袋45リッターで最低価格は坂祝町の30円から、いろいろ40円、50円、70円、75円、80円、そして八百津町、白川町のように100円までと様々な数値でもって行われており

ます。平均は50円ちょっととなっております。ちなみに、笠松町は45リットル袋1袋50円、羽島市はシール45リットル用貼付1枚36円となっております。全国的には40円から60円での間が一番多いようですが、同一地内はほぼ同一料金ということで設定されているような様子となっております。

新ごみ焼却施設共同運営2市1町がごみ削減10%、これをそれぞれ実現されて、岐南町だけ結果的に増量となれば、施設運営経費負担増を一手に引き受けることとなります。岐南町だけの負担増となり、岐南町が新処理場の処理代を一手に引き受けるといような形、かなわんことです。

仮に、現在岐南町のごみ袋45リットル1枚、今は1枚13.2円、これを50円にすると、1枚当たり36.8円の増となります。1家庭1か月8枚の利用で月295円、年間3,540円の負担増となりますが、施設運営費の減少のほうがはるかに多額となり、その結果町民の負担減となります。少人数家庭は月4袋の利用としてこれは月150円、1年間で1,800円の負担で済みます。

我が町の有料化実施には、町民のご理解、ご納得、ご協力、これをいただくためには丁寧な説明が必要です。このための調査、計画作成には、ほかを見てもみると、最速でも1年から数年間を要してみえます。ごみの有料化、SDGsの実行、食品ロス削減ともったいない意識で、使い切り、食べ切り、水切りの時が迫っています。岐阜市との同時開始を遅くとも目指すべきと私は考えます。いままきに着手のときと考えます。この点についてのお考えをお尋ねいたします。

以上です。

○議長（後藤友紀君） 7番 櫻井 明議員。

○7番（櫻井 明君） 失礼しました。肝心なことをお尋ね忘れしました。私がふらっとなってそなんんです。とりあえず6つお尋ねします。

1つ目、当町が現在までに行ってきたごみの減量施策と、その費用対効果及び評価をお聞きします。

2つ目、今後の減量施策とその費用対効果、評価及び計画される減量施策の費用対効果の目標値とSDGs予想寄与度をお聞きします。

3つ目のうち1つ目、新焼却施設計画と当町の予想負担額及び資金計画をお尋ねします。2つ目、現在のごみ処理総額と新施設完成後の予想運営負担割合と負担総額をお聞きします。3つ目、上記1、2における町民一人当たりのごみの処理総額をお聞きします。

そして大きい4つ目、岐阜市、羽島市、笠松町の現在実施中のごみ減量施策をお聞きします。

5つ目、令和9年度新ごみ焼却施設供用開始後の当町の経費負担割合はどのような推移を描くか、お尋ねいたします。

6つ目、ごみ減量化を進める2市2町と増加する当町、このままでは運営経費の負担増が進みます。よって、これらの改善策、SDGs寄与策、町民負担額削減策として当町もごみ有料化の導入を決意し、諸対策に着手すべき時期と考えますので、当町のお考えをお尋ねいたします。

○議長（後藤友紀君） 三輪 学総合政策部長。

○総合政策部長（三輪 学君） 櫻井議員の1項目め、SDGsと新ごみ処理施設供用開始におけるごみ処理有料化を問うの1番目のご質問、当町が現在までに行ってきたごみ減量化施策とその費用対効果及び評価と、2番目、今後のごみ減量化施策とその費用対効果、評価及び計画される現状施策の費用対効果の目標値とSDGs予想寄与度を聞くについて併せてお答えいたします。

初めに、ごみを減らすための方法といたしましては、食品残渣においては生ごみの水切りや乾燥、食品ロス削減がごみの重量を減らすことに有効であると考えております。また、ペットボトルや紙類などの資源の分別は、ごみを資源として活用することでごみ自体の量を減らす有効な手段と考えております。

本町でのごみ減量化を図るための最初の施策は、昭和59年度に開始した生ごみ堆肥化装置（ごみコンポスト）の購入者への助成事業でございます。以来、平成10年度には電動生ごみ処理機の購入助成、平成14年度には剪定ごみ粉碎機の購入助成、平成22年度には段ボールコンポストなど、町民のニーズに合わせて機器の追加を行い、現在は生ごみ堆肥化装置、電動生ごみ処理機、生ごみ処理容器、剪定ごみ粉碎機、段ボールコンポストの品目で助成を行っているところでございます。

資源の分別回収に関しましては、平成7年度に瓶・缶の分別回収を開始し、平成9年度にペットボトル、平成13年度にプラスチック製容器包装、平成14年度に紙製容器包装、平成22年度に緑ごみ、平成27年度には雑紙の分別回収を開始し、現在に至るところでございます。

また、資源ごみの回収拠点として、平成20年度にはエコステーションを庁舎敷地内に開設いたしました。その後、平成24年度に庁舎建て替えに伴い場所を平成地区の株式会社高島衛生の敷地内に移動することとなりました。この拠点回収の設置は、自治会による回収日以外の日でも回収できるようにと、水曜日と日曜日を除く曜日に午前10時から午後3時まで開設し、資源回収の利便性を図ることによりごみ減量化に努めてまいりました。そのほか、平成4年度から平成22年度には資源回収奨励金制度を整備し、自治会やPTA、子ども会など地域的団体を対象に、それぞれの団体の活動費

に充てられるよう資源回収した重量に対して奨励金を交付するといったものがございました。このような取組により、令和3年度の実績では各家庭から排出されるごみのうち、12.3%に当たる658トンが再資源化され、二酸化炭素排出量の削減の効果もあったと考えております。

今後のごみ減量化策といたしましては、第6次岐南町総合計画に示しました町民一人当たりの可燃ごみの年間排出量の目標値を達成すべく、引き続きごみ減量に資する機器の購入助成や資源回収をはじめとする4R、リサイクル、デュース、リユース、リフューズを推進することによりごみの減量化に努めてまいります。

なお、SDGsの寄与度に関しては把握が困難であると考えておりますが、この取組の継続によりSDGsの12番目の目標である「つくる責任、つかう責任」、13番目の目標である「気候変動に具体的な対策を」に貢献できるものと考えております。

次に、3番目のご質問、新焼却施設計画と当町の予想負担額及び資金計画、現在のごみ処理総額と新施設完成後の予想運営負担割合と負担総額、また上記における町民一人の各ごみ処理費用額と、それから5番目のご質問、令和9年度新ごみ焼却施設供用開始後の当町の経費負担割合はどのような推移を示すと考えるかにつきましては、関連がございますので、併せてお答えいたします。

先日、議員の皆様にご報告いたしましたとおり、次期ごみ処理施設整備・運営事業の落札者が総合評価落札方式による一般競争入札により、日立造船株式会社中部支社を代表企業とする9社で構成されたグループとなり、設計・建設及び運営費を合わせた入札額総額は税込み337億2,930万円であることが岐阜羽島衛生施設組合より発表されました。今後、落札者と基本協定を締結、年明け2月には仮契約の締結を予定しており、3月には岐阜羽島衛生施設組合議会の議決を経て事業契約の締結となる予定でございます。

次期ごみ処理施設の設計・建設及び運営費の負担方法につきましては、これまでの議会でも答弁いたしましたとおり、岐阜羽島衛生施設組合が国の循環型社会形成推進交付金を受けて事業を進めていることや、余熱を用いた発電を行うことによる売電収入等が見込まれることから、それらを除いた額を構成する2市2町で按分して負担することになります。

按分方法につきましては、次期ごみ処理施設稼働後の搬入実績を基に按分率を算出することになるため、現時点で正確な数値を求めることはできません。ただし、毎年施設組合に納めております負担金を算出する際に用いております負担割合が約23%となっております。この率を基に単純に先ほどの入札額総額から計算いたしますと、町の負担する金額は次期ごみ処理施設の設計・建設及び運営期間の24年間で約77億

6,000万円となります。この額は、負担割合があくまで仮の数値であることや、設計・建設費の大半が施設組合の起債によって賄われる予定であることから、これに金利相当額が加わること、さきの国の交付金が除かれるといったことなど、ここから加除される様々な要素を一切考慮していないことをご承知おき願います。

令和3年度の決算における可燃ごみ積替え施設に関連する費用及び積替え施設から民間焼却施設への運搬、焼却に係る費用は合わせて4億1,589万円となっております。これを令和4年4月の人口で見ますと、住民一人当たり約1万5,881円でございます。

この現状の費用と今後の費用を比較するには、国の交付金の額や、さきに触れました起債の償還年数、方法が検討中であることなどから、次期ごみ処理施設稼働後における毎年の町の負担見込みを推計し、現状と比較してお示しすることは現時点で困難でございます。

また、次期ごみ処理施設稼働以降の町の負担割合の推移につきましても、本町の搬入見込みはもとより、構成市町の搬入見込み量の推移を見通すことは難しく、お示しすることは困難でございます。今後、事業の進捗に伴い町の負担額等についてお示しする事項がございましたら折に触れて報告してまいりたいと考えております。

次に、4番目のご質問、岐阜市、羽島市、笠松町の現在実施中のごみ減量施策についてお答えいたします。

資源の分別回収はどの市町も実施しており、回収方法はエコステーションのような拠点回収での回収、自治会内で決められた場所での回収など、自治体によって様々でございます。分別回収する品目は、本町でも行っております瓶・缶、紙類、雑紙、古着、ペットボトル、プラスチック製容器包装類と大きな違いはございませんが、樹木の剪定枝などの緑ごみの収集については、岐南町のほか羽島市と笠松町が実施しており、容器包装プラスチック以外のプラスチック製品については羽島市のみが回収しております。

また、生ごみを減量する機器の購入助成事業につきましては、岐阜市や笠松町でも実施されており、岐阜市では家庭用電気式生ごみ処理機を、笠松町では生ごみ処理装置また堆肥化容器の購入に対して助成をしております。

羽島市においてはそのような機器の購入の助成はしておりませんが、ホームページ上で生ごみを堆肥化する段ボールコンポストの作り方の紹介や、食品ロス削減の啓発を行っております。

また、ごみの減量に最も効果が期待できるとされているごみの有料化につきましては、羽島市と笠松町において昨年10月1日より家庭系、事業系ともに可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみを対象に開始されました。可燃ごみと不燃ごみについてはそれぞれに

指定ごみ袋が導入され、手数料を含んだ価格で販売されております。有料化を開始した両市町では現在のところ有料化前よりも排出量が減少し、有料化の効果が現れている状況と聞いております。

次に、6番目のご質問、当町もごみ有料化の導入を決意し、諸対策に着手すべき次期と考えるがについてお答えいたします。

ごみの有料化は一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進に対する住民の意識改革につながり、またごみの排出量に応じて費用負担をする公平性の確保という観点からも有効な手段でございます。本町の一般廃棄物処理基本計画におきましても、中長期的な計画として、可燃ごみ指定袋料金適正化の検討、不燃ごみ・粗大ごみ有料化の検討といった施策が挙げられていることから、今後早期のうちに有料化の検討をしなければならないと認識しております。

次期ごみ処理施設に係る建設費や運営費の負担額がごみの排出量に比例するものであることを踏まえると、次期ごみ処理施設が稼働する前には、ごみの排出量が減っている状況にあることが好ましいと考えております。

有料化に向けては住民の理解が得られるよう十分に調査研究し、住民の周知や準備期間を十分確保した上で、混乱が生じないように進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（後藤友紀君） 7番 櫻井 明議員。

○7番（櫻井 明君） 再質問させていただきます。

1つ、ごみ減量化のため、採用実施された機器等の導入実績と評価をお聞かせください。

2つ目、組合経費負担率が増えています。構成市町村と併せて負担率の推移をお聞かせください。

3つ目、具体的な検討開始時期をお聞かせください。今後どのような作業をいつからお始めになるのかお聞かせください。担当内での共通認識がされているのでしょうか、その点も併せてお聞かせください。

4つ目、新焼却施設運営開始を踏まえ、具体的にどのようなごみの削減策を実施されるお考えか、お聞かせください。

以上です。

○議長（後藤友紀君） 三輪 学総合政策部長。

○総合政策部長（三輪 学君） 櫻井議員の再質問の1つ目、ごみ減量化のため採用実施された機器等の導入実績と評価についてお答えいたします。

町が機器導入に助成している過去3年の助成申請件数の実績を申し上げます。初め

に、生ごみ堆肥化装置は、令和元年度1台、2年度4台、3年度3台。次に、生ごみ処理容器は、令和元年度はありませんでした、2年度2台、3年度2台。電動生ごみ処理機は、元年度3台、2年度7台、3年度4台です。剪定ごみ粉碎機は、元年度2台、2年度3台、3年度2台です。段ボールコンポストは、元年度はありませんでした、2年度3台、3年度6台でございます。実績については以上でございます。

申請件数は年度によって多少の変動はございますが、毎年度に申込みがあり、一定の認知度はあるものと考えております。しかし、対世帯普及率を考えますと、広報等によるPRにより申請件数を伸ばすよう努めてまいりたいと考えております。

次に、構成市町と併せて負担率の推移についてお答えいたします。

過去3年間、2市2町が岐阜羽島衛生施設組合へ負担した割合は、ごみ処理費、し尿処理費、環境保全事業費、施設建設費を合わせて、令和元年度は岐阜市が39.39%、羽島市15.21%、笠松町23.49%、岐南町が21.9%。2年度は、岐阜市が40.51%、羽島市が15.23%、笠松町が22.84%、岐南町が21.42%。令和3年度は、岐阜市が34.87%、羽島市が21.62%、笠松町が21.45%、岐南町が22.06%でございます。なお、羽島市はし尿処理費、環境保全事業費の負担はございません。

次に、具体的な検討開始の時期、また今後どのような作業をいつから始めるか、担当内での共通認識化がされているかについてお答えします。

ごみの有料化の時期については、先ほど答弁いたしましたとおり、ごみ有料化の具体的な方法など十分に調査研究する必要がございます。また、有料化に向けて住民のご理解や周知、関係機関との調整など、準備期間を十分確保した上で行う必要がございますことから、現在具体的な時期をお示しするまでは至っておりません。ただし、次期ごみ処理施設に係る建設費や運営費の負担額がごみの排出量に比例するものであることから、次期ごみ処理施設が稼働し、2市2町のごみの搬入が始まる令和9年4月までにはごみの有料化を実施する必要があると考えております。

次に、新焼却施設運営開始を踏まえ、具体的にどのようなごみ削減策を実施するかについてお答えします。

家庭から出る生ごみなどの厨芥類は水分が多く含んでおります。この水分を減らすことはごみの重さを減らし、ごみの減量化につながる手法でございます。ごみの水分を減らす機器の導入に助成をしておりますので、より多くの方が利用していただくよう、今後もPR等を行ってまいります。また、ペットボトルや紙類などの資源の分類の徹底を住民の皆様にご周知し、引き続き資源としての分別をし、ごみ自体の量を減らしてまいりたいと考えております。

さらに、11月3日開催いたしました岐南町タウンミーティング「食品ロス削減につ

いて考えよう」において、小学生から募集いたしました食品ロス削減の啓発ポスターを町の施設や自治会の掲示板などに掲示し、食品ロス削減について啓発を行う予定でございます。

いずれにいたしましても、持続可能な循環型社会の形成に向けて、ごみの減量化に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（後藤友紀君） 7番 櫻井 明議員。

○7番（櫻井 明君） それでは、大きい項目2項目め、高齢者いわゆる65歳以上を頭に入れていただきたいと思いますが、その自動車事故削減策をお尋ねいたします。

子供と高齢者にとって住みよいまちは、すなわち誰にとっても住みよいまちです。最近話題となっている若者からシニア世代まで、人気の移住サイト「いいところ移住」によると、東京23区においては転出超過となり、コロナ禍でのテレワークの普及や経済悪化による収入減少等で都心から地方への移住を考える方たちが増えております。地方移住で住宅を購入した場合に利用できる住宅ローン「地方移住支援型」は10年間借入で、金利が年0.3%引き下げられます。併せて、各地方独自の各種の優遇策も用意されています。

2020年版人気県地域で岐阜県が全国8番目に選ばれています。そして1番が岐阜市です。自然豊かな田舎が選ばれるわけではありません。全世代に選ばれるには、田舎も大都市の近くにあり、仕事、物価、風習と治安、医療、交通と要件は非常に厳しいのです。この要件で岐阜市が選ばれているのです。そのお隣が我が岐南町であります。

以前から岐南町は住宅地として憧れの地です。したがって、地価も高く、一番高い住宅地域でありましたが、近年は非常にお手頃な価格となりました。したがって、さらに磨きをかければ、間違いなく県下一番の安住の地となる条件がそろっています。近隣市町村と連携強化をさらに強め、施設をお借りできるものは利用させていただき、また利用していただく。不足を補うだけであります。頑張ろうではありませんか。

さて、不足の一番目は高齢者の足です。家族とともに一番の関心事です。人生100年の時代に対応する整備の初めの一步です。今後ますます増加する独居世帯、高齢世帯の交通手段の確保です。岐阜市と比べてこれが一番の不安、不足課題です。町内周回バスは整備されました。これに現デマンドタクシーにドア・ツー・ドア特例を加える。高齢者、障害者などに限定した利用制度ではあっても、どれほど安心・安全感が増すことでしょうか。この施策は、いいことに事業費がかかりません。非常に安価で即事業開始できます。町長の決断次第であります。

高齢者自動車免許所持者アンケートを見ますと、80歳、85歳での返納希望者が一気に

に増えますが、返納をためらう事情は、足がなければいかに明日からどんなに不便になるのかと思ひ馳せるところです。高齢者の運転ミスが若者の命を奪う、人生を奪う、あってはならないことです。しかし、実際に明日からの病院通い、買い物、習い事など、一気にできないことが増えるのです。高齢者の元気の源は出かけることです。話す、笑う、歌う、運動、読書です。孤独の解放です。したがって、これらから以下のお考えをお尋ねいたします。

1つ、町民の安心・安全、住みよいまちづくりとして当町の施策をお聞かせください。

2つ目、特に高齢者の住みよいまちとは一体どんなふうなまちなのか、お考えをお聞かせください。

3つ目、運転免許自主返納及び高齢者の支援策をお聞きします。

4つ目、高齢者、障害者等のデマンドタクシーのドア・ツー・ドア利用策を即時実施していただきたい。

以上であります。

○議長（後藤友紀君） 中村宏泰福祉部長。

○福祉部長（中村宏泰君） 櫻井議員の2項目め、高齢者の自動車事故削減策を問うに關する1番目のご質問、町民の安心・安全、住みよいまちづくりとしての当町の政策と、2番目の特に高齢者の住みよいまちとはどのようなまちかについては関連がございますので、一括してお答えいたします。

本町の令和4年10月末におけます65歳以上の高齢者人口は5,920人、高齢化率は約22.6%であり、10年前の平成24年度と比較しますと、65歳以上の高齢者は1,232人、高齢化率は約3.14%、それぞれ増加いたしました。

いわゆる団塊の世代が75歳以上の高齢者となる2025年を目前に控え、高齢化はさらに進展する見込みであります。高齢者の元気は町の元気であります。健康寿命や平均寿命の延伸は、高齢者の就労促進や生きがいづくり、地域コミュニティの原動力、伝統文化の継承など、町の活性化に大いに寄与するものであります。そのためには、行政や事業者、地域住民など、町全体で高齢者の安心・安全を守り、豊かで充実した生活を送ることができるよう努めていくべきであります。

本町は県内でも都市部にあつて、高齢者の生活に欠かすことができない公共施設や商業施設、医療機関や福祉施設等が生活圏のすぐ近くに充実し、また災害が極めて少なく、近隣へのアクセスが容易であるなど、他の自治体と比較して大変住みやすい町であると考えます。

高齢者にとって住みやすい町であるということは、どの世代にとっても住みやすい

町であり、高齢者目線のまちづくりは将来の岐南町の創造につながります。高齢者の方々が既存の生活インフラや地域の優位性を日々の生活の中で不自由なく享受できるよう、外出や移動が容易にできる環境整備もまちづくりの重要な要素の一つであります。

一般的に高齢者は交通弱者と言われており、また自家用車の運転も加齢とともに困難になってまいります。そこで、本町では高齢者等の身近な移動手段として、従来のデマンドタクシーに加え、本年9月より町内一円を網羅するコミュニティバスの運行を開始し、安全な移動手段の選択肢を広げたところでございます。

また、道路拡幅や歩道整備等、ハード面のインフラ整備も重要ですが、高齢者の外出時の安全確保には交通安全意識を醸成するための取組も進めていかなければなりません。例えば、運動自主サロンや複合型介護予防事業など、高齢者が定期的に集まる場において、警察や交通安全協会の協力の下、交通安全の啓発事業を併せて実施できるよう検討してまいります。

次に、3番目のご質問、運転免許自主返納及び高齢者の支援策についてお答えいたします。

本年4月から10月におけます県内の運転免許証自主返納者数は3,013名で、そのうち羽島署管内では145名、岐南町では30名でありました。加齢等で運転技術に不安を感じた方が交通事故のリスク回避のために運転免許証の自主返納を行うことにより、自動車事故の加害者となる心配がなくなり、ご家族の安心にもつながります。

昨今、全国で高齢ドライバーによる痛ましい交通事故が多発しており、警察も運転免許証の自主返納制度を推進しております。このような社会背景の下、本町におきましては、令和元年度より高齢者等運転免許証自主返納支援事業を実施しております。この事業は、運転免許証を自主返納した65歳以上の方や、疾病や傷害を理由に自主返納された65歳未満の方を対象に、申請日から2年間、コミュニティタクシーが無料で利用できる制度であります。利用者は令和元年度が18名、2年度、3年度が共に13名、令和4年度が16名で、現時点で累計60名であります。さらに、コミュニティバスについても運転免許証自主返納者は無料で利用できることとなっており、バスの利用普及と併せ、これらの支援制度についてさらに広報周知を図ってまいります。

なお、民間事業者におきましても、電動車椅子や眼鏡の割引購入、鉄道やバスの割引など、自家用車の運転を終えた高齢者の生活に配慮したサービスや特典がございました。

最後に、4番目の高齢者・障害者等のデマンドタクシーのドア・ツー・ドアの利用策についてお答えいたします。

高齢者のデマンドタクシーのドア・ツー・ドアを導入する場合の最も多い利用ニーズといたしましては、歩行困難者や同行介助が必要な方が想定されます。例えば、要介護者につきましては、現行の介護保険制度で利用できる介護タクシーがございます。また、重度障害者については、町独自に年間48枚のタクシーチケットを補助しており、病院や買い物などにご利用いただいております。さらに、要介護者や障害者等が低額で利用できる福祉有償運送もあり、必要に応じてドア・ツー・ドアによる移動が可能です。

交通弱者を含めた公共交通政策の構築に当たっては、タクシー業者や運送業者等、民間事業者の経営を阻害しないよう配慮し、民間事業者が参入しない分野での事業展開を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（後藤友紀君） 7番 櫻井 明議員。

○7番（櫻井 明君） 再質問させていただきます。2つ。

運転免許証返納奨励事業の2年間無料タクシーチケット、これを一生に延長していただきたい。返却したときが一番元気なときなんです。それからどンドンどンドンタクシーが必要になる。そういった目前としたときに打ち切られたのでは目も当てられません。どうぞ一生に延長されたい。併せて、再度ご質問申し上げます。

それから、デマンドタクシーのドア・ツー・ドアについて、おっしゃるできない事由は、今まで何度もお尋ねして、何度もお答えいただいた。まさにコピペ答弁です。真剣にお考えいただきたい。こんなことを考え、またこれは改めてご質問申し上げますので、今回はそのことだけ一つをお尋ねいたします。

以上です。

○議長（後藤友紀君） 中村宏泰福祉部長。

○福祉部長（中村宏泰君） 櫻井議員の再質問にお答えいたします。

近年増加しております高齢ドライバーの事故防止を目的に、警視庁や各都道府県が中心となり、運転免許証の自主返納を推進しているところでございます。本町におきましても、令和元年度よりコミュニティタクシーの2年間の無料化事業を進めており、その目的は、運転免許の自主返納を促すこととしております。したがって、現時点では2年間の無料期間をさらに延長することは予定をしておりませんので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（後藤友紀君） 7番 櫻井 明議員。

○7番（櫻井 明君） ご理解はできませんので、またよろしく願いいたします。

3つ目、最後の質問に入ります。過年度ご答弁いただいた認知症等行方不明者等の早期発見施策実施のその後をお聞きいたします。

認知症対策として、かつて私はその行動などが大変大きな社会問題化しておりました。そこで私は、高齢者や障害者保険の町保険料全額負担による無料加入制度の新設や行方不明者発見と対応策を提案させていただきました。幸いに保険事業は決定、実行していただき、現在に至っております。早速にお喜びの声もお聞きしました。ありがたいことです。

行方不明者、徘徊者対策は今後QRコードなどのシールの貼付、GPS（全地球測位システム）、そして警察等との名簿の共有などを図り、計画を実行したい旨、その当時ご回答がございました。したがって、その点、非常に大変期待申し上げて現在に至っておるわけです。その後の状況をお聞きいたします。以上です。

具体的に申し上げますと3つございます。1つは、2020年の一般質問で回答いただいたGPS、貼付シール等の作成、普及効果の現状をお聞かせください。

2つ目、コロナ禍の認知症対策等をお聞きします。

3つ目、コロナ禍の当町の行方不明者等の実態をお聞きします。

以上です。

○議長（後藤友紀君） 中村宏泰福祉部長。

○福祉部長（中村宏泰君） 櫻井議員の3項目め、過年度ご答弁いただいた認知症行方不明者等の早期発見策実施のその後をお聞きするの、1番目のご質問、2020年の一般質問で回答したGPS、貼付式シール等の作成、普及、効果の現状についてお答えいたします。

認知症等が原因で徘徊のおそれがある町内の高齢者は、令和4年11月末現在で48名であり、今後高齢化率の高まりとともにさらに増加するものと思われまます。そこで、認知症の方が行方不明となった際の早期発見及び保護を図るため、今年度の新規事業である岐南町高齢者見守りSOS事業の準備を進めているところでございます。

この事業は、認知症や、その疑いのある方のご家族の申請に基づき、要介護認定を受けた際の主治医の判断が認知症自立度Ⅱa以上の方を対象に、衣服や杖など外出時に身につけるものに見守りSOSステッカーを貼っていただくものでございます。

SOSステッカーには地域包括支援センターや警察署の電話番号が記載されており、徘徊中の高齢者を発見した方が通報いただき、速やかに保護するもので、年明けからの開始を予定しております。

徘徊リスクの高い高齢者の行方不明、交通事故や事件に巻き込まれる事案を少しでもなくすため、不安を抱えるご家族をはじめ介護事業関係者、自治会や民生委員など、

地域住民等にこの事業を広く周知し、積極的にご活用いただきたいと考えております。

また、GPS機能を活用した徘徊防止の対策も考えられますが、認知症の高齢者ご自身がGPS機能を所持せずに外出する場合や紛失のおそれ、あるいはGPS機器を常に充電する必要がある点、高額な維持費が必要となるなどの課題がございます。現時点で認知症高齢者の徘徊等が日常的に多発し、警察事案が増加している状況にありませんので、まずは見守りSOS事業を広く周知し、定着させてまいりたいと考えております。

次に、2番目のコロナ禍の認知症対策等についてお答えいたします。

長引くコロナ禍も3年目を迎えておりますが、ほぼコロナ禍前の社会生活に近づいてまいりました。この間、感染弱者である高齢者の外出の機会が激減し、加齢に伴う体力低下やひきこもり生活による認知症の進行が懸念されてまいりました。

コロナ禍前の状況に戻りつつある本年度は、これまで中止や延期されてきた様々な認知症予防事業を再開しております。令和2年度にスタートした「ぎなんチームオレンジ交流会」は、認知症高齢者のご家族、地域住民、介護専門職など誰もが参加でき、町内4か所にて月1回、レクリエーションや茶話会、体操等を交えながら交流活動を行っていただいております。

また、認知症に対する理解や知識を持った方を地域の中で一人でも多く増やすため、認知症サポーター養成講座を設け、小学5年生と、町内の2つの企業の職員を対象に受講いただいております。さらには、生活習慣や認知機能の改善を図るため、管理栄養士、健康運動指導士、歯科衛生士等の専門職が介護予防に関する普及啓発を行う「キラリ若返り講座」を実施しております。令和3年度は120名が参加されましたが、今年度はそれを上回る参加者を見込んでおります。

そのほか、町独自の取組といたしまして、認知症の予兆を早期に発見し、保健師が生活指導を行う「脳いきいき健康チェック」など、様々な予防対策事業を行っているところでございます。これらを実施する際は、基本的なコロナ感染対策を徹底しており、参加者の意識も高いことから、これまで事業を通じて感染が発生した事案はございません。

本町といたしましては、ご本人やそのご家族が安心して生活できるよう、コロナ禍で失われた高齢者の健康増進や認知症予防の機会を少しでも取り戻してまいりたいと考えております。

続きまして、3番目のご質問、コロナ禍の当町の行方不明者等の実態についてお答えいたします。

警察庁の統計によれば、令和3年度の高齢者を含む行方不明者は7万9,218人、そ

のうち認知症や、その疑いによる行方不明者は1万7,636人で、9年連続行方不明の原因のトップであります。

本町におきましても、認知症やその疑いによる行方不明者は発生しております。本年11月末時点で行方不明高齢者の捜索に関する警察署からの防災行政無線による放送依頼は2件でありました。4月は88歳の男性、11月は82歳の男性でありましたが、幸い無事保護されました。

コロナ禍におきましては、自宅に閉じこもりがちな高齢者の認知症の発症や悪化が懸念されることから、地域包括支援センターや社会福祉協議会、介護事業者や地域の民生委員等による見守り体制の確立と連携が何より重要であると考えます。

いずれにいたしましても、認知症の方が悲惨な事故や事件に遭遇しないよう、岐南町高齢者見守りSOS事業を普及させるとともに、周囲の関係者が理解と関心を示し、助け合える地域づくりの機運の醸成に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（後藤友紀君） ここで暫時休憩といたします。午後4時5分から再開いたします。

午後3時55分 休憩

午後4時 5分 再開

○議長（後藤友紀君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

10番 岩田晴義議員。

○10番（岩田晴義君） 議長のお許しをいただきましたので、分割方式ですか、それで質問をさせていただきます。

1項目め、緑のごみについてということでございますけど、原稿は原稿でそれなりの原稿は出しまして、答弁もきちっと打合せの中でございますので、原稿どおりの質問にはならないかも分かりませんが、関連性を含めた形で質問させていただきますので、ご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

緑のごみ、一月に1回あるわけですね。このごみにつきましては、私が自治会長の時、22年前から、平成14年にこの法律ができてから回覧板等でこのごみについては燃やしてはいけませんよというようなことを啓発活動の中で行いました。岐南町自身もそれなりの広報でやはり皆様方に周知させるためにやったものの、小さな掲示欄でずっと今日まで来た中で、この岐南町中で唯一いまだかつて平島東と私どものほうがまだまだ緑のごみについて、なかなかそういうものを出さないとか燃やすとか、そういうようなことが起きておりましたが、この前も自治会長さんにお話を聞きましたら、

2日前かしらの緑のごみのときに、私が注意した人も出すようになりましたよというように、あちらこちらでぼっぼっぼと燃やしておったのが非常に少なくて空気がきれいになったという状況でもございます。だから、今回のこの緑のごみについての質問どうしようかなと、どえらい住民の皆さん努力しておみえになるなどというようなことなんです、努力というんやなしに、ちょっと警察へ私が電話入れたりとか、私のアパート持っている人が警察へ電話入れやっせる。私も警察へ行きなさいと、役場の人に連絡入れて役場の人来ていただくんですけども、役場の人に来て、坊が坊が来て、何じゃこりゃ税金がどうのこうのとぐたぐたえろうそうやって役場の職員に対してどえらい強気の物の言い方をしたようなふうで言われる。そんなもんじゃないですね、実際聞いておると。やっぱり役場の職員さんどえらい努力して、消えるまで立ち会われてやっておみえになるんやけど、言うことを聞かなかったというのが今日まででありますから、私も去年、例えばわらなんか燃やされるんです。住宅があって、今は昔と違うんですよ。住宅があって、アパートが建って、そしてその中でもへっちゃらでわらを燃やされると。するとどういうことが起きますかね。確かに岐阜県の条例、どういう条例やったか、第何条やめますよ。廃棄物野焼き条例、そういう条例の中ではわらとかそういうものは燃やしてもいいですよというふうになっておるんだけど、ただ迷惑条例はまた違いますよ。これは不審者やとかのぞき見やとか、そういうやつですね、県の、これとはまた違う中で。その燃えることによって、例えば喘息のある人がゴホンゴホンゴホン言ったりとか、洗濯物干してあったら臭くなるんですよ。臭いがつくんです。300メートル先からでも洗濯物に臭いがつく。だから怒りますよね。特に新しくこっちへ引っ越しされた方。だから、私は注意した。

「あなたね、また燃やしたら警察に通報されるよ。役場じゃないよ。警察やったらどうなるんだ」と言ってやったの。そしたら、「何言とっとる」と俺怒られた。何で俺怒られなあかんなど。現実、警察に言ったらどういふふうになるかということをおみえにならないから、懇々と説明してやりました。

まず110番通報しますね。すると、警察が、交番か羽島署か分かりませんが、恐らく交番におればあれなんです、羽島署から来るんでしょうね、30分以内で。事故ですか事件ですかと来るんですね。違いますよ、それではなくて、燃やしておみえになりますから、非常に煙が立って煙たいと。それでもやっておみえになるから取り締まってくださいということでおみえになります。そこで、警察がまず言うのは、こういう法律を見せるわけですね。こういうふうですよ、だったらこういうふうで刑法で引っかけますよと。何条何条は別に言いませんよ。1年以下の懲役かつ3万円以下の罰金が科せられますよとか、廃棄物は3年以下の1,000万のどうのこうのありますと

言って。それで承諾書というんですか、消しますよという承諾書に名前を書く。書かなかったら、いつまでも書くまで警察は粘ります。

そのときに出ることは何かと言うと、俺は昔からおるやないかと言われる人がおる、困ってしまう。税金納めておるがや、何をこきやがると抵抗しても、絶対これは通りません。それで、2回目来て、2回目もまた燃やしておると、警察がいいですか本当にいいですかと来るわけ。そうすると、連行されて留置場入らなきゃならなくなる。すると、10日間から20日間の拘留ということ。俺絶対こんなもん認めんというんやったらそうなっちゃう。そういうふうになると大変なことになりますから、私は本当はその前でやっぱり忠告したときに何ですか、素直に聞いていただけりゃいいんですけども、やはり立派な方ばかりやもんで、なかなかそういうことを聞けれんというようなことだろうと思います。

いずれにしても、そういうような状況の中で、もし役場のほうへ電話をかけられたら、役場から行くといろいろと問題があるんですね、そういう人はいつまでたってたてあかへんで。警察へ電話入れりゃいいんですよ、役場から警察へ。そのときに警察が言われるのは、どこのどなたですか、電話番号を教えてくださいと言われるんですね。それが非常に抵抗感じるか分かりませんが、それは何で聞かかかという、報告しなければならないという、そういう義務やそうです。ちゃんと鎮火しましたよ、こういうふうにしましたよ、承諾書もらいましたよと。だけど、それ要らないよと言ったら、それで終わり。

だから、誰々がしゃべった誰々がしゃべったとやりたがるんやね、田舎の人というのは。そうすると、あのやろうがしゃべりやがったつてと言いたいかも分からないけれども、そんな役場の職員がそんなしゃべるわけもないし、警察が誰々が通報したなんてしゃべるわけない。そういう駆け引き的なものをされる方があるんだろうと思います。

だから、この緑のごみというものは非常に大きな問題の中で、徐々に解決した中で、まだ一つ臭気という問題もあるわけ。煙が、臭気でしょう。それで飛びますよ。臭気は例えば浄化槽、まだ浄化槽接続してない人があるんですね、もう20年下水道、まだ浄化槽から下水道へ接続しておらへんのがある。何軒とは言いません。本当に片手以内です。くみ取便所は3年以下の下水道法があつて、接続しなきゃならないことやけど、経済的問題があつて、法律があつたつて、下水道法あつたつて、つながりなくたっていいことはないんだけど、経済的問題でつながない人もあります。

浄化槽は単独浄化槽と合併浄化槽があつて、下水道を布設していない、平島で言えば東のほうですが、みんな合併浄化槽を接続しておみえになる。ところが、下水道来

たら、みんな100%つながっているんですよ。ところが、どことは言わんけれども、いまだかつてつながない人がある、近くに。何年たってもつながない。家が壊れんことにはあかへん。答弁はもう分かっている、どういう答弁が出るかということは。建築計画の中でそのときに下水道をつなぐように指導してまいりますなんていうようなことを言うけど、そんなのいつになるか分からへんですよ。もうはや何年たってるのやというの、20年たっても50年たっても60年たってもあかん。

一番問題なのは何かと言うと、私は田舎で育った人間でありますから、昔の人ぶんの肥えというものに対しては抵抗は昔はなかったけど、こんだけ20年、30年きれいな空気だと、さすがにこの人ぶんをくみ取りされるときが物すごく臭いの。それが大体9時から10時頃ね。浄化槽法によると4回点検しなきゃならないというけど、点検してないんだね、そういう人は。何が起きておるかという、要するに沈殿槽、腐敗槽、消毒槽があって、その沈殿槽のところにスラブがたまって、ブロワでバァーやるでしょう。すると、マンホールから泡がポヨポヨヨヨと出るわけ。タラタラタラターと敷地に流れてきておるわけやわ。それで、単独浄化槽というのは、汚物は浄化槽ですが、ざっと風呂水やとか洗濯水やとかそういうやつは排水路のほうへ流れておるわけ。だから、そんなもんつないでもらわなあかんでしょう。だから、自治会の人も掃除するときに、何もあらへんのに、何でこんな一部だけこんなふうやろと言って、不平不満ありますよ。

役所は今言ったように、曖昧な要するに回答は答弁しておみえになる。実際は全然指導はしていない。ただ、広報でちよろちよろと出したって、それ以上やれない。これが現実なの。法律でいろいろあるんだろうと思いますよ。だけど、もういい加減に、金がないということやなくして、金があるんですから、ある人だと思んですが、つないでいただきたい。とてもやないけども、くみ取り自身にも岐南町にどえらい弊害が起きておるんですよ。例えば、くみ取りも、その人たちの仕事を守らなきゃならないために、仕事をつくらなきゃならないでしょ、くみ取り業者さんに。たとえ1軒であつてもくみ取りをするという。いろいろな決起大会のときに案内来ますがね、議長さんらに。それは分かるけど、もういい加減にこれは指導していただきたいなという、これ環境基本法による臭気、これは大きな問題でもありますので、平島東だけというのならそれでいいんですけど、とりあえず1項目めについての質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（後藤友紀君） 三輪 学総合政策部長。

○総合政策部長（三輪 学君） 岩田議員の1項目めのご質問、緑のごみ焼却について

のルールについてお答えいたします。

初めに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2では、何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならないとして、廃棄物の焼却の禁止のほか、その例外について定めております。その例外とするものについては、同条の第1号に、一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却。第2号に、他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却。第3号に、公益上もしくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却、または周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるものと規定されております。

さらに、この第3号、公益上もしくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるものが示すものにつきましては、同法施行令第14条に、焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却として、第1号に国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却。第2号に、震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却。第3号に、風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却。第4号には、農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却。第5号に、たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なものと具体的記されております。また、同法に違反した場合にあっては、5年以下の懲役、または1,000万円以下の罰金が科せられるといった厳しい罰則規定が設けられております。

しかし、緑のごみを屋外などで燃やす野焼き全てを一義的に禁止し処罰の対象とすることはできません。町へは農作業上のやむを得ない焼却などを含めて年間30件から40件ほど通報がございます。通報や相談をいただいた場合は、直ちに現場に赴き、原因者に対し可燃ごみや緑ごみとして処分していただくことや、やむを得ず焼却を行う場合も周囲に配慮して実施するよう指導やお願いをしております。

野焼きは農業を営むためにやむを得ない焼却の範囲内と言われておりますが、住宅が密集している地域にあっては、臭いや煙によって洗濯物が干せない、咳き込むなど、周辺住民の生活環境に支障を来す場合もございます。引き続き広報紙や防災行政無線などで定期的に野焼きに関する周知を行い、啓発に努めるとともに、悪質なものに対しては警察と同行するなど、根気よく原因者への指導に当たりたいと考えております。

また、浄化槽の件でございますが、浄化槽の管理者に対しては、浄化槽法第10条により、毎年1回、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならないとされております。浄化槽の適正管理に努めるため、浄化槽の清掃が未実施の者に対しては、

町から清掃の督促、法定検査の結果、不適格であった者に対しては県からそれぞれ通知を出しております。

また、浄化槽から下水道への切替えの願いは定期的に広報紙で周知しておりますが、切替えには水回りなどの改修費用がかかることなどから強制できるものではないです。

いずれにいたしましても、臭いに関する苦情があった場合には、職員が現地を確認し、原因者に対して指導のほか、切替え等を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（後藤友紀君） 10番 岩田晴義議員。

○10番（岩田晴義君） 議長にお許しをいただきましたので、再質問させていただきます。

田んぼの灰わらの燃やすものにつきましては、燃やしても有機肥料になって、燃やさんでも有機肥料になるんですが、燃やさずに、要するに半年かかりますけども、ロータリーでかき混ぜて腐敗させてやった有機肥料はすごい窒素とかカリウムとか、そういういろいろな栄養分がようけある。これなぜかと言うと、私、11年かかって土作りで研究した成果であります。だから、燃やせば気持ちいいよ。私はパッパパッパ燃やして、よう燃えるな、気持ちいいなといって夜燃やしたら、キャンプファイヤーやないかって、どえらいそういうことを言ったら怒られた、18年前。警察来て怒られた。各務原でやったやったんやったね。

だけど、そういういろいろなことがありながら、このことにつきましては、役場の職員さんでも勇気ある人やなと思ったけど、道直しというのは、その延長上が排水路清掃なんやね、これ。道直しと言って、昔道直しながら草を燃やしながら歩いておったんですよ。今そんなことやれない。だけど、それを燃やそうとした者がおった場合、役場の職員さんが、やったらあかんよと勇気持って言われた。すばらしい。それでなきやいかん。

それで、私どものところで一番問題なのは何かと言うと、原因者と被害者があって、その原因者の中に公務員とか元公務員とかそういう人が入っておるんです。誰とは言いません。だけど、そういうことに対する職員のやはり資質向上、そしてあと、これはしゃべった、どうのしゃべった、俺はそんなことは言わないと思います、守秘義務違反、これも地方公務員法で罰金刑があります。信用失墜行為には罰金刑はありませんけど、ただいろいろなものに関連して刑法が絡んでまいりますので、公務員に対するそういうやめた後、そして今おみえになる人、新しく入られる人のコンプライアンス、これをどういう教育しているのかなというふうに思って仕方がない。JAだっ

て合併してぎふJAになったでしょう。一月に1回、職員教育、コンプライアンス教育、すごくやっていますよ。銀行までいかないですけど、銀行に近いような状態で勉強しておみえになります。役場はどういうふうにやっておるんかということやね。

私はたしか8年前やったかな、何前か知らんけど、質問したはずです、このことについて。言ってくださいと言ったって恐らく改善されてないと思いますよね。誰が言えるねという話になるわね。そういうようなことを踏まえながら、職員に対するコンプライアンスについての教育、どういうふうにしておみえになるのか、お尋ねしたいと思います。

終わります。

○議長（後藤友紀君） 三輪 学総合政策部長。

○総合政策部長（三輪 学君） 岩田議員の再質問、コンプライアンス、役場職員の教育についてお答えいたします。

一般的に役場の職員など、公職に就いている者、また就いていた者につきましては、地域の方から地域の模範としての期待が少なからずあり、そのようになることを求められる存在であると感じております。このような中、現職の町職員におきましては、職員研修を実施しており、公務員としての倫理観や使命感を持って公務に取り組むよう指導しており、職員一人一人がその自覚を持って職務に従事しております。

また、職員は7つの心得として、一つ、職員服務規程を遵守し、町民から信頼と好感を得られる身だしなみを心がける、一つ、来庁者、議員、職員等、顔を合わせたら挨拶をする、一つ、窓口へ住民が来られたら、すぐに「ご要件は何でしょうか」と尋ねる、一つ、要件が終わったら「お疲れさまでした」と言う、一つ、窓口で住民と職員が対応時、職員が困っていたら、上司はすぐに職員に寄り添って対応をする、一つ、独りで悩まず、抱えず、みんなで協力して乗り越えよう、一つ、工作中、私語を慎み、菓子類は食べない、机の上にお茶は置かないと、常日ごろから住民への信頼を得られるよう心がけて職務に従事しているところでございます。

以上でございます。

追加させていただきます。

一方、退職された職員については、守秘義務や再就職先での働きかけなど一部規制がございますが、それ以外、特に規制するものがございません。先ほど答弁いたしました野焼きに関しても、たとえ元職員であっても、一住民として法令などを遵守ことは当然のことでございます。仮に、法令などの違反などございましたら、あえて特別な扱いを行うことはせず、一般の方と同様に対処対応するものでございます。

以上でございます。

○議長（後藤友紀君） 10番 岩田晴義議員。

○10番（岩田晴義君） ご答弁ありがとうございます。不十分ですので、私の中はまだ納得していないところあるけど、また次回、そういうようなことがあった場合は質問させていただきますので、時間がもったいないですから、次へ進めさせていただきます。

電子図書館、この電子図書館というのは非常にお金がかかります。お金がかかりますけど、全体構想の中から物事を何でも捉えないと、金がかかるでそんなもんやれるかという、そういう簡単な気持ちで考えていただけない。そのことによって、箱物や人件費やそういうものが減るということに対する全体的費用対効果が高いということ、これをやはり見なきゃならない中で、岐阜県で8区市町村が行っておみえになります。町民はIDから何や知らん、登録のやつがみんな載っています、簡単ですわ。岐阜県の図書館で電子図書館やっています、借りれますね。岐阜市やとか各務原とか羽島市は借りれません。登録ができるように協定を結んでやれば借りれますけど。

日本全国で220あります。長野県は100%。何でや分かりますよね。山間部であれば図書館も行けない。昔は移動バス図書館なんてありましたね。そういうことを思った場合、非常に費用がかかるからということで、今長野県は100%。岐阜県ちょっと遅れていますけど、これからは電子図書館の時代ですよ。あの古い建物に本を何冊あるか分かりませんが、中には本の臭いがいいたら、あそこが落ち着くとか、そういう人があるかも分かりませんが、私は少なくともあそこでは落ち着かない。逆に、岐阜市のメディアコスモスへ行って本借りて、そしてあそこの隣にコスモスサロンあるでしょう。ほんといいね。あらゆるものに対する、お子さんをお持ちになるお母さん、お父さんに対して対応できるような体制になっておるんですよ。

各務原もそうですよ。何やしらの森の中の。ここあらへんわね、図書館なんても。3か所にあるからどうか知らんけど。時代の流れからしてこの電子図書館というのはコロナ感染から全てを含めて、お金がかかったとしても将来構想の中で少しでも取り寄せる。特に、小中学校なんて当たり前のことなんやね。いい本があらへん、高いであかん、この本はあれやと。違う、ちゃんと選んで、一つのところに電子図書館を、ここの役場なら役場の一部屋につくって、そこからパッパッパッとネットでやれば、借りたら1週間から1週間で消えてしまいますから、ちゃんと管理もできますから、1人できる、1人で。

そういうようなことを踏まえたときに、今のこの状態の中で本当に時代的にはついていけないなど。うちの孫なんか、起きたらパッと見て、何や知らんけど、You

T u b e見て、がんがんゲームやったり何や知らんやってね、テレビ観なあかんのやけど、そればかりや。そういう時代やわ。それで、アイパットでパッパッパッパといろいろ見て、どえらい今の子供さんというのはそういう育ってきておるもんで、我々の時代とはちょっと違うなど。ちょっとばかりやない、どえらい違うなど。

それは、図書館自身の考え方ももっとしっかりと、やはり行政を含めた議員の皆様方のご理解を賜りながら整備していかないと、このままではとてもやないけど、周りがどんどん進んでいる、北方もやっとなる。ここだけちょっともやらんようなことではあかへんし、あんな古い図書館あんなもん壊してしまえばいいがやと言いたくなってくる。壊してまって、山もみんなとってまった駐車場広げればいいがやと。電子図書館ありや必要ないから。それにどえらい金かかる。金かかってもそれだけの投資効果があるから言っているんです。

山だって産業廃棄物があるでどうのこうのといってもしあるとするなら、北小学校の人はどうなんやと。あの埋めたときのことから、私はその当時の町長、議長、その人から聞いておりますから、どういう土で埋めたか。あんなもの大騒動になるよ。一つ一つ解決していかないと。というようなことを踏まえながら、私はこの電子図書館については、行政はしっかりと、今すぐどうのこうのはあれやけど、将来構想の中で、2年計画、3年計画の中で進めるべきであるというふうに思います。

以上で質問を終わります。

○議長（後藤友紀君） 堀場康伸住民部長。

○住民部長（堀場康伸君） 岩田議員の2項目め、2番目のご質問、電子図書館の促進についてお答えいたします。

子供の読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものであり、社会全体で積極的にそのための環境の整備を推進していくことは極めて重要であります。

文部科学省が示す第4次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画では、2001年に成立した子供の読書活動の推進に関する法律に基づき、おおむね5年、2018年から2022年度にわたる子供の読書活動の進に関する基本方針と具体的方策が示されております。

子供は読書を通じて読解力や想像力、思考力、表現力等を養うとともに、多くの知識を得たり、多様な文化を理解したりすることができるようになります。また、文学作品に加え、自然科学、社会科学関係の書籍や新聞、図鑑等の資料を読み深めることを通じて、自ら学ぶ楽しさや、知る喜びを体得し、さらなる探究心や心理を求める態

度が培われます。

一方、情報通信技術を利用する時間は増加傾向にあり、あらゆる分野の多様な情報に触れることが可能であるものの、視覚的な情報と言葉の結びつきが希薄になり、知覚した情報の意味を吟味したり、文章の構造や内容を的確に捉えたりしながら読み解くことが少なくなっているのではないかとの指摘もあります。

また、子供の読書活動に関する主な課題としては、子供の不読率、1か月に1冊も本を読まない子供の割合が注目されております。平成24年度には小学生4.5%、中学生16.4%、高校生は53.2%、平成29年度の不読率は、小学生5.6%、中学生15.0%、高校生50.4%となっており、年により不読率の数値に変動はあるものの、これまで中学生の時期までの子供については、各地域で様々な読書活動の推進に関する取組が行われてきたこともあり、小学生と中学生の不読率は中長期的には改善傾向にあるものの、高校生の不読率は依然として高い状況にあり、第4次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画推進のための主な方策として、1、発達段階に応じた取組により読書週間を形成する、2、友人同士で行う活動等を通じ、読書への関心を高める、この2点が示されております。

また、今般の新型コロナウイルス感染症の影響もあり、電子書籍及び電子図書館が大きな注目を集めております。電子書籍とは、単行本や漫画、文庫本などを電子データ化し、それを電子機器のディスプレイ上で読めるようにした書籍であり、電子図書館とは、実際に図書館に行かなくてもインターネットを通じてパソコンやタブレット、スマートフォンなどから電子書籍を無料で借りて読むことのできるサービスです。

電子図書館の大きなメリットといたしましては、365日24時間対応で、貸出し、検索、閲覧といった使い方が時間と場所を選ばずに行えるため、利用者の利便性は大幅に向上します。また、電子化された書籍をはじめとするメディアは、文字の拡大表示や音声読み上げといった機能面での支援があるため、障害者や高齢者の利用支援も可能にします。

しかしながら、貸出しシステムや閲覧システムといった環境を整えるための導入コスト77万円、システム使用料年間66万円、現在予算化されております書籍購入費330万円のほかに、電子書籍購入費が必要となり負担が大きいこと、電子書籍は紙の書籍より単価が二、三倍高いことや、全ての書籍が電子化されているわけではないため、閲覧できる書籍などが限られることがデメリットとなっております。

コロナ禍で図書館を閉館するなどの影響により、電子図書館サービスを採用する自治体も少しずつ増加しており、岐阜県内では岐阜県図書館をはじめとする9つの図書館で導入されております。小中学校の図書館ではGIGAスクール構想により1人1

台のタブレットのある環境が整っておりますことや、今後さらなる電子書籍の普及などが考えられるため、引き続き図書館サービスや電子図書館について調査研究してまいりたいと考えております。

しかしながら、紙の本は本の手触りや臭い、ページをめくる音、紙の質感など、味覚以外の五感が刺激されます。五感を刺激することで脳が活性化し、アイデアや情緒を育むメリットもあります。また、紙の本は直接触れて読むため愛着が湧きやすいというメリットもあります。

岐南町図書館では書籍の充実を図ることを目的に、令和元年度1,983冊、令和2年度1,897冊、令和3年度1,832冊を新たに購入し、令和4年度蔵書数は一般図書及び児童図書を合わせて7万8,298冊となっております。現在はインターネットでの予約や所蔵していない図書も借りることもでき、国立国会図書館がデジタル化した資料約153万点もインターネットで閲覧することが可能です。身体障害者手帳を交付されている方や介護認定を受けている方、妊娠出産により安静を要する方を対象とした、介助を受けなければ来館することが難しい方々のために、岐南町図書館資料宅配サービス事業も実施しております。さらに、子供やその保護者を対象とした読み聞かせ会、各種展示会なども実施しております。

図書館は地域における子供の読書活動を推進する上で重要な役割を果たしており、子供にとっての図書館は、その豊富な蔵書の中から読みたい本を自由に選択し、読書の楽しみを知ることができる場所であり、保護者にとっても子供にとっても読ませたい本を選択したり、子供の読書について司書に相談したりすることができる場所でもあります。

町といたしましては、こういった点も踏まえ、引き続き多くの町民の皆様にご来館いただける図書館を運営していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（後藤友紀君） 10番 岩田晴義議員。

○10番（岩田晴義君） それでは、3項目めに入る前に、今のデメリットのところね、どうも私の感覚と全然違うもんで、今後の課題として検討していただきたい。これは重要なことでございますので。

次、デジタル化による交通社会の未来というようなことございまして、このことにつきましても、重々自分の気持ちというものをお話し、事前に打ち合わせをさせていただきました。まだ、このコミュニティバス、3か月ちょっとでございますので成果が出てこんどと思います。5年間にわたって皆さんが可決した以上、何とか乗っていただけるような方法を含めてやらなきゃならないし、バス自身の構造的問題の中で、

今生産されていない、中古で400万か500万で売っておるような車でありますから、これを何としてでも、こういう買って買ったものに対して、どうやってやるんやと。路線を含めた、先ほど櫻井議員が言われたが、デマンドタクシーも含めて、何が原因なのか、そういうことを含めてデジタル化もやらなあかんですよ。桑名市なんか本当に、AIを駆使したそういう電気バスというものが出ております、桑名。これレベル4、要するにレベル1からレベル5まであって、レベル5というのが今岐阜市の実験段階でやっておりますメディアコスモスのあの車、無人の自動バス、レベル5。ああなったら、免許なんて要らないんですよ、免許なんて。そういう時代がもう来ておるのが、2030年以降来るんですよ、これ。だから、デジタル化をどんどんどんどん進め形でバスも走らなきゃならない。このバスに乗ったときどうなんやということも、皆さん乗られた人ばかりだと思いますけれども、目まいしました、私は。こんだけ簡単に走っておるんやで、もうちょっと乗り心地いいかしらんとしたら、やっぱり障害者になったでやね、これは乗れんわと思った。平島のバス停に来たら、ふらふらときて、気持ち悪くなってまって、大騒動。もう一回乗ろうかしらんとする気にならんのだ。そして、運転して、僕が今レベル3の自動運転の車乗っておりますけど、今の車物すごくええわ。前へピュッと車が来ると、すっと止まってくれる。ピッピピッピなるもんやで、人が来ても、ピッピ、クックとなるやろ。まあどうなってしまった、どうなってしまったと言うぐらい慣れるのに大騒動で、壊れてもいいで俺乗ると言って、乗って乗って乗りまくって、ようやく100%までいかんけど、90%以上操作できるようになりました。コンピューターも積んでおります、AIもあります。ヤフーも、そしてYouTubeもあらゆるものが入っておりますし、インフォメーションのとこと連絡取りながら最適なコースを選んでくれます。渋滞があればこれは外して。だから、これが今高いで高いでと思うけど、あと恐らく2030年以降になると安くなりますから、電気自動車やそういうふうになります。ある武田さんやったかな、聞いておったら、電気自動車走ったら公害がポッポポッポ起きると言って、電気がようけいるで火力発電や石炭の発電どんどんやらなあかんで二酸化炭素なるでな、CO₂ね。何をしゃべっておるという話やは。あの人言うておった、何が二酸化炭素やと。電気をやればばらまきが減るよ。ただ、火力発電のところへ終極の二酸化炭素を吸収するそういう機械がもう開発されておるんだから、石炭なんて言ったら、何やったら九州やとか北海道の夕張もう一回掘り出したっていいやない、どえらい埋蔵量あるんやで、大変かも分からんけど。シェルガスだってあるんですから、そういうやつを利用しながら発電を起こせばいいんですよ。すると、二酸化炭素減るでしょう、空気がきれいになりますかね。そういうことを踏まえながら、恐らく前例から持ってくると、3年ぐらいで

車えらい何かガタガタ言い出してしまった、ブレーキパットもおかしななってまった、これあかんわやあかんわやとなったときに、バスの構造自身をやはり見直す時期が来るであろうというふうに思います。

今はあれで何としてでも乗ってもらわなあかん。空バスと言われんように。見ておって、申し訳ないですけど、空ではないですけど、10人以下やね、1日。私が乗ったときは0。もう二度と乗らんわとなった理由というのはあるんです。もうちょっと乗りやすいようなバスやったいいけど。前と何が違うんやろなって思ったんやけどね。やっぱ運転手の技術も必要やね。ブレーキの止め方。今のブレーキというのは、ブレーキかけたいなと思えば、補助的にブレーキを機械がやってくれるんです。最後、人間のあれでシュッと止まる。キュッキュッキュッってやられたら、あの狭いところ、脳みそ揺すってしまう。ひとつそこら辺を本当に不退転の決意を持ってバスを、せっかく5年間の、何で予算組んだんやね。債務負担行為5年間やったんやで、5年間で成功していただきたいというふうに思います。

それで、私もそういうようなことがあれば、腹案あるけど、余り僕の家みたいなの聞かんほうがいいと思うけど、ありますよ、どうしたら乗るのかということ。路線を含めての大々改革をせんとちょっと難しいなというふうに思っておりますので。

そういうようなことで、これからはデジタル化に対するこの交通体制というものは非常に大事でありますし、町自身にもハイブリットカーはあるけれども、電気自動車、そういうものを一回導入して、町民の皆さんのお手本になるような、そういうようなものを導入してはどうかなというふうに思います。一番宣伝効果の高いのは、町長さんの車を電気自動車で走るといいわなと思いました。

以上で終わります。

○議長（後藤友紀君） 三輪 学総合政策部長。

○総合政策部長（三輪 学君） 岩田議員の3項目めのご質問、デジタル化による交通社会の未来における当町のデジタル化をお聞かせくださいについてお答えいたします。

本町の公共交通に関するマスタープランとして、本年6月に岐南町第6次総合計画の下位に位置づけられる関連計画として、基盤、まちづくり分野の岐南町地域公共交通計画を策定しました。当計画は、地域公共交通を公的な財源で支える地域の公共財と捉え、利便性の高い公共交通サービスを提供するものでございます。また、住民、利用者、交通事業者、行政が一体となって公共交通を必要とする住民の移動を持続的に支えていくことを目的としております。

さらに、地域の交通事業者をはじめ住民利用者の代表者、行政関係者、公安委員会、

岐阜運輸支局などで構成される岐南町公共交通会議及び岐南町地域公共交通活性化協議会で協議・承認されたものでございます。

当計画の基本方針を「住み続けられるまちを目指して地域で育てる公共交通」としているとおり、地域の実情に応じた持続可能な公共交通体系を構築するため、利用者をはじめとする住民や交通事業者の意見を取り入れ、連携しながら確保、維持、改善を図っていく方針としております。

公共交通におけるデジタル化に関しましても、現状の公共交通の利便性向上のみならず、将来的な公共交通の在り方も含め、岐南町公共交通会議及び岐南町地域公共交通活性化協議会の場で関係者と議論をしております。

現在のデジタル化への対応といたしましては、岐南町地域公共交通計画に「経路検索サイトへの対応」と「バスロケーションシステムの導入」が記載されており、それぞれ本年9月1日のコミュニティバス運行開始に合わせて導入しております。

経路検索サイトへの対応につきましては、インターネット上の各種経路検索サイトで、岐南町コミュニティバスの乗り換え案内が検索できる状態となっております。また、バスロケーションシステムにつきましては、停留所に掲示してあるQRコードをスマートフォンで読み取ると、コミュニティバスの運行状況がリアルタイムで分かるもので、あらかじめ登録しておけば、バスの到着に合わせて自宅を出ることができます。

令和4年度から8年度を経過期間とする岐南町公共交通計画におけるコミュニティバス事業のデジタル化への取組は以上ではございますが、運行主体である岐阜バスとの協議を継続し、利用者の増加につながるサービスが提供できるよう事業を進めてまいります。

以上でございます。



○議長（後藤友紀君） 以上をもって本日の議事日程は全部終了いたしました。明日から12月20日までの4日間は、議事の都合により休会とし、12月21日午前10時から会議を開きます。

午後4時56分 散会

—————◇—————
本会議録の正当であることを認め、ここに署名する。

岐南町議会議長

後 藤 友 紀

岐南町議会議員

渡 邊 憲 司

岐南町議会議員

木 下 美津子

